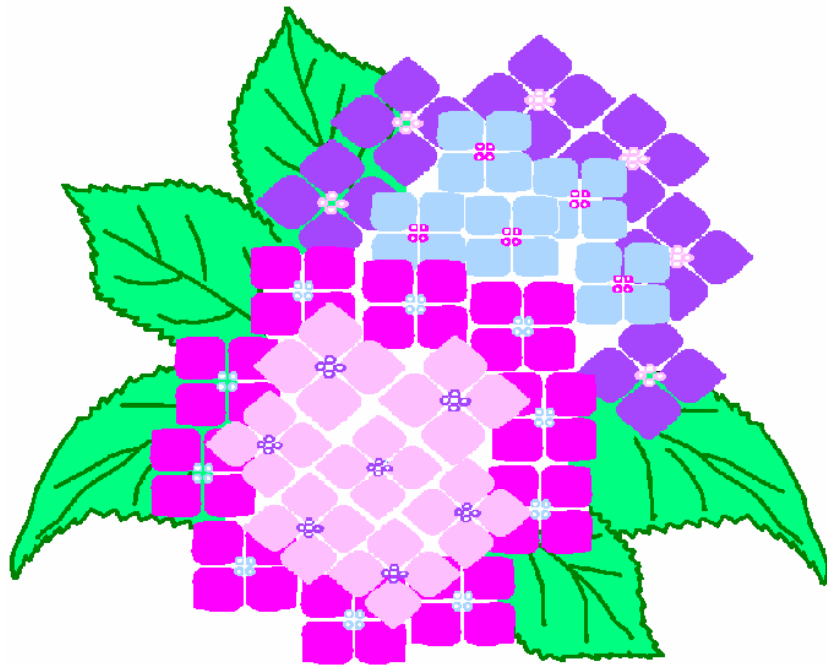


第 3 編

基本計画



白紙

第1章 安全で快適なまちづくり

安全で快適な居住環境を生み出す都市基盤を整備します

第1節 治水・防災対策

第2節 交通安全・防犯

第3節 魅力ある市街地づくり

第4節 交流を支える交通基盤の整備

第5節 上下水道の整備

第1章 安全で快適なまちづくり

第1節 治水・防災対策

1-1 治水対策

《現状と課題》

長良川、揖斐川、犀川、五六川等 16 本もの一級河川が流れる地勢条件から、本市では古くから水害が多く発生しており水害への備えは、本市にとっての重要課題となっています。近年になってようやく防災面での対策が進み、市内には水防倉庫 10 箇所、排水機 11 箇所、樋門 36 箇所が設置されているほか、現在も国による遊水地事業が進められています。

しかしながら、県内有数の人口増加率を示す本市においては、都市開発による地形の変化や保水機能のある農地の減少が進み、降雨時における水害の危険性が高まるものと予想されるため、危険箇所の把握や周知とあわせて、治水対策のさらなる充実を進める必要があります。

一方で、河川は地域に潤いをもたらしており、改修等によって、河川が有する生態系を損ない、地域の愛着を失うことがないよう、環境との共生に十分配慮した取り組みを進める必要があります。

《基本方針》

遊水地事業や河川改修等の治水対策を進めるとともに、危険箇所の把握や被害予測を的確に行い、これを役立てた行動を市民に呼びかけていきます。また、治水対策にあわせて、生態系に配慮し、地域に潤いをもたらす河川づくりを進めます。

〔施策の構成〕

＜治水対策＞

- …治水対策の推進
- …危険箇所の把握と周知
- …潤いのある河川づくり

《施策の展開》

①治水対策の推進

市南部を中心とした排水上の問題を解決し、市民の生命や財産を守るため、犀川遊水地事業の早期完成とともに、犀川、五六川、新堀川等の一級河川における改修や排水機の設置等を関係機関に要望していきます。あわせて、堤防の強度や高さ不足が危惧される重要水防箇所等での適切な水防活動を促進します。

また、宅地化の進展に伴う遊水地の減少により、河川等への流入量の変化を考慮しながら、中小河川や排水路の計画的な改修を進めます。市街地内においても、雨水を速やかに排水するための幹線排水路及び補助幹線排水路の改良を進めることで、大雨時の浸水被害に備えます。

②危険箇所の把握と周知

水害の予防と被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップの作成等、輪中地帯としての特性を的確に反映した被害予測を行うとともに、大雨・洪水時における市民の対応・行動を明確化し、広く普及啓発を図ります。

③潤いのある河川づくり

河川の改修にあたっては、自然・生態系にできるだけ配慮した整備に努めるとともに、河川敷等を有効に活用して親水空間の確保や遊歩道の設置を進めます。

また、生活排水に関する市民の意識向上を図り、下水道への接続や浄化槽の設置を促進するほか、地域が主体となった河川美化運動の活性化を目指します。

1-2 消防・防災対策

《現状と課題》

安全で快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが重要です。特に、本市は、岐阜県地震防災対策連携強化地域や、法律に基づく地震防災対策推進地域に指定されるなど、東海地震、東南海地震等において大きな被害を受けることが予想されており、重点的な取り組みが求められます。

また、全国で、近年発生した大地震や水害等は、地域防災や危機管理の面で数多くの教訓を残しており、ハード面での対策による災害の未然防止はもちろん、日頃からの備えや、速やかな応急・復旧対策等、総合的な観点による取り組みが必要です。

本市の消防・防災体制については、常備消防として岐阜市消防本部及び本巣消防事務組合が本市を管轄していますが、平成20年4月までには、旧穂積町と旧巣南町による統合した常備消防体制の確立が求められています。一方、非常備消防としては、210名で構成する消防団が組織され、常備消防との密接な連携により、地域防災の一翼を担っています。今後も、体制の充実を図るとともに、近隣市町や民間を含めて連携を密にし、広域的あるいは大規模な火災、緊急事態への対応強化に努めることが必要です。

[表 消防体制の状況（平成17年4月1日現在）]

区 分		岐阜中消防署穂積分署	本巣消防南署	消防団
人 員（人）		30	19	210
車両等 (台)	水槽付消防ポンプ車	1	1	
	普通消防ポンプ車	1	1	6
	化学消防車	1		
	救急車	1	1	
	査察車	1		
	はしご車	1		
	広報車	1		
	連絡車		1	
	可搬積載車			9
	可搬ポンプ			17

（出典：市勢要覧）

また、災害時の迅速な対応、被害の拡大防止のためには、「地域の安全は地域で守る」という理念に基づいた自主防災活動の活性化が必要です。本市には、幼年・少年消防クラブや女性防火クラブ、自主防災組織がありますが、今後も、市民の意識高揚とあわせて組織の育成を図り、行政と地域が一体となった防災対策を進める必要があります。

《基本方針》

関係機関との広域協力体制を整えながら、常備・非常備消防体制や救急・救助体制の充実を図り、未然防止から救急救命までの総合的な対策に努めます。また、「地域の安全は地域で守る」という理念に基づき、地域ぐるみで災害に対応できる環境づくりを積極的に進めます。

〔施策の構成〕

＜消防・防災対策＞

- ・・・防災環境の整備
- ・・・消防防災体制の充実
- ・・・救急・救助、応急体制の充実
- ・・・地域ぐるみの防災体制づくり
- ・・・防災情報の発信充実

《施策の展開》

①防災環境の整備

市街地等の人口が密集する地域においては、避難場所や避難経路、延焼防止空間としての機能を有する道路や公園の確保を進めます。なお、道路に関しては、被害が広範囲にわたるような災害に対応するため、県や近隣市町、建設協会との連携を図り、広域的な緊急輸送道路ネットワークの構築を進めます。

また、非常時における防災活動や水道等のライフライン確保対策として、防災倉庫や防災資機材の充実を図るとともに、公共施設や小中学校等の避難場所における飲料水、食料品及び生活用品の計画的な備蓄に努めます。

②消防防災体制の充実

市としての統合した常備消防体制づくりを念頭に置きながら、消防ポンプ自動車等の基礎的消防力の充実と人員の効率的な配置を進めます。

また、教育訓練の強化や女性を含めた人材の確保等により地域に密着した消防組織の活性化を図るとともに、消防装備の強化や消防水利の計画的な整備を進めていきます。

③救急・救助、応急体制の充実

救急自動車や高度救急資機材等の配備充実と、救急救命士や救助隊員の育成強化を図るなど、迅速かつ高度な救助・救命活動ができる体制を構築します。

また、大規模災害時には広域的かつ総合的な応援活動が不可欠なことから、医師会を中心とした関係機関・団体との広域協力体制の充実を図るとともに、市民に対し応急手当てや心肺機能蘇生等、知識・技術の普及に努めます。

④地域ぐるみの防災体制づくり

初期段階からの迅速な対応を地域ぐるみで行えるよう、広報紙による情報提供等を通じて防災知識の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織による活動の支援を進めます。

また、高齢者等の災害弱者対策として、平常時からの訪問調査や防火点検の実施に努めるとともに、地域の要援護者マップの作成等、福祉分野との連携を密にした状況把握と緊急時のネットワークづくりを進め、非常時に備えます。

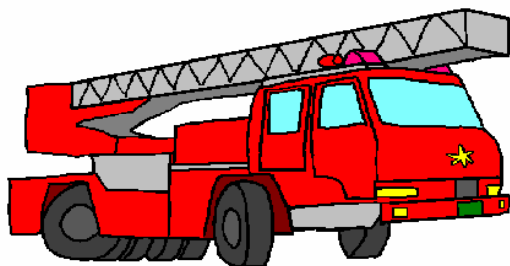
⑤防災情報の発信充実

被害の未然防止や最小化、復旧の円滑化等の総合的な視点から、地域防災計画の随時見直しを進めるとともに、これに基づく避難場所・避難経路や、防災マップ等の防災に関する情報を広く市民に提供していきます。

また、被災時における各種災害情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線の高度化を進めるとともに、広域的な情報ネットワークの整備を図ります。

第1節 治水・防災対策 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
総合治水対策事業	河川改修事業 排水機・排水路の整備 都市下水路整備 市街地浸水対策	＜都市開発課＞ 都市管理課
防災計画策定事業	防災計画の策定 防災マップの充実 洪水ハザードマップ整備	＜総務課＞ 学校教育課
緊急輸送道路ネットワーク事業	橋梁耐震補強整備	＜都市管理課＞
防災資機材の確保	防災倉庫の整備 水防倉庫の改築整備 防災行政無線の更新 等	＜総務課＞
消防施設整備事業	消防車両の整備 消防水利の整備	＜総務課＞ 水道施設課
ライフラインの確保、飲料水・食料の計画的備蓄	ライフラインの確保 飲料水・食料の計画的備蓄 生活用品（毛布・衣類等）の備蓄	＜総務課＞ ＜水道施設課＞ 都市管理課 学校教育課 福祉生活課
災害時の救急体制整備事業	災害応援協定の拡大	＜総務課＞
情報通信ネットワーク事業	コミュニティFM局による非常時の情報の提供	＜総務課＞ 秘書広報課



第2節 交通安全・防犯

2-1 交通安全・防犯対策

《現状と課題》

近年、人々を取り巻く交通環境のあり方は、自動車中心から歩行者中心へと見直しが進んでいます。特に、高齢化が進むなかで、バリアフリー等に基づいたすべての人が安心して利用できる交通環境づくりが求められています。

一方、本市は、交通事故件数県下ワースト 10 に入っている状況にあり、若年層の市民による事故も目立っていることから、交通環境の整備のみならず、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を促す必要があります。

また、犯罪については、全国的に低年齢化、凶悪化の傾向にあり、振り込め詐欺等のように多様化しています。このような犯罪を防止するためには、警察等の抑止力だけでなく、行政や地域社会全体での取り組みが必要とされます。現在、本市には、北方警察署穂積警部補交番と巢南交番があるほか、自主防犯組織もあり、家庭や学校、地域社会、関係機関等が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進める必要があります。

一方、消費生活においても様々な問題が生じています。特に、インターネット販売等の相手の顔が見えない取引形態でのトラブルが増加しており、消費者の意識づくりとあわせて、被害の予防と相談への適切な対応に努める必要があります。

[表 交通事故発生件数と運転免許保有者数の推移]

区 分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
負傷者数(人)	454	474	575	542	603
人身事故発生件数(件)	336	341	409	397	423
死者数(人)	2	3	2	2	6
運転免許保有者数(人)	29,171	29,822	30,334	30,957	31,691

(出典：市勢要覧)

《基本方針》

市民が安全で安心して暮らせるよう、歩道や防犯灯等の施設・設備の充実を図るほか、関係機関や地域との連携を密にして、交通安全、防犯、消費生活に関する市民意識の啓発及び未然防止や相談に係る体制の充実を図ります。

〔施策の構成〕

＜交通安全・防犯対策＞

- …交通安全施設の整備
- …交通安全思想の普及・徹底
- …防犯体制の充実
- …消費者保護

《施策の展開》

①交通安全施設の整備

日々増加する交通量に対し、歩行者や自動車の安全を確保するため、道路の実態に応じて、交差点の改良や歩道の設置を進めるとともに、ガードレール、カーブミラー等の附帯施設の整備を進めます。

また、歩道の段差解消や歩道上の不法占用物件に対する指導強化を図るなど、高齢者や子ども等の交通弱者が安全・快適に利用できる道路環境づくりに努めます。

②交通安全思想の普及・徹底

警察署や交通安全協会等の関係機関との連携を図りながら、運転者、歩行者それぞれに対して世代ごとのきめ細やかな交通安全教育を実施し、交通安全思想の普及を図ります。

また、交通安全期間における街頭活動の実施や地域による恒常的な自主活動を促進し、正しい交通ルールの厳守と、交通マナーの実践を呼びかけていきます。

③防犯体制の充実

防犯灯や街路灯の増設等、夜間における防犯環境の充実を図るとともに、パトロールの強化をはじめとした警戒活動の充実について関係機関に要望していきます。

また、自治会等による児童の登下校時のサポートや夜間パトロールの実施等、自主的な防犯活動を促進するとともに、家庭、店舗等の協力を得て「子ども110番の家」の設置拡大を図る等、犯罪の未然防止や青少年非行の防止に向けた地域ぐるみの防犯体制整備を進めます。

④消費者保護

広報紙やホームページ等において消費トラブル等の消費生活情報の提供に努めるとともに、生涯学習の場等において消費者教育を進め、消費者の知識向上を促します。

また、県消費生活センター等の関係機関と連携して、消費者相談窓口や消費モニター制度の充実を図る等、苦情やトラブルに対して、適切かつ迅速に対応できる体制の整備に努めます。

第2節 交通安全・防犯 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレール、区画線等の設置	＜都市管理課＞ 総務課
交通安全普及事業	交通安全教育の充実	＜学校教育課＞ 総務課
防犯対策整備事業	防犯灯の設置 相談業務体制の充実	＜都市管理課＞ 総務課
消費情報提供事業	情報の提供、消費者教育、相談体制の充実	＜産業経済課＞

第3節 魅力ある市街地づくり

3-1 市街地の整備

《現状と課題》

本市は、市域の約 70%が都市計画区域に属しており、さらにその約 59%が優先的に市街化を図るべき地域として、市街化区域に指定されています。このようななかで、市北部の馬場地区や生津地区において土地区画整理事業が施行済みであるほか、現在、市南部の犀川堤外地において、治水対策とあわせた土地区画整理事業が施行中となっています。また、土地の有効利用の推進という土地政策の観点から、地籍調査事業を行い、市街地整備を円滑に進めることができるよう努めています。

しかしながら、市街化区域内では、急激な都市化のために、道路等の都市基盤が未整備の状態宅地化が進んでいる箇所がみられます。公共投資の集中や効率化及び市街化調整区域における無秩序な開発を抑制する観点からも、市街化区域内では、計画的に都市基盤の整備を進め、人口の受け皿として充実させる必要があります。

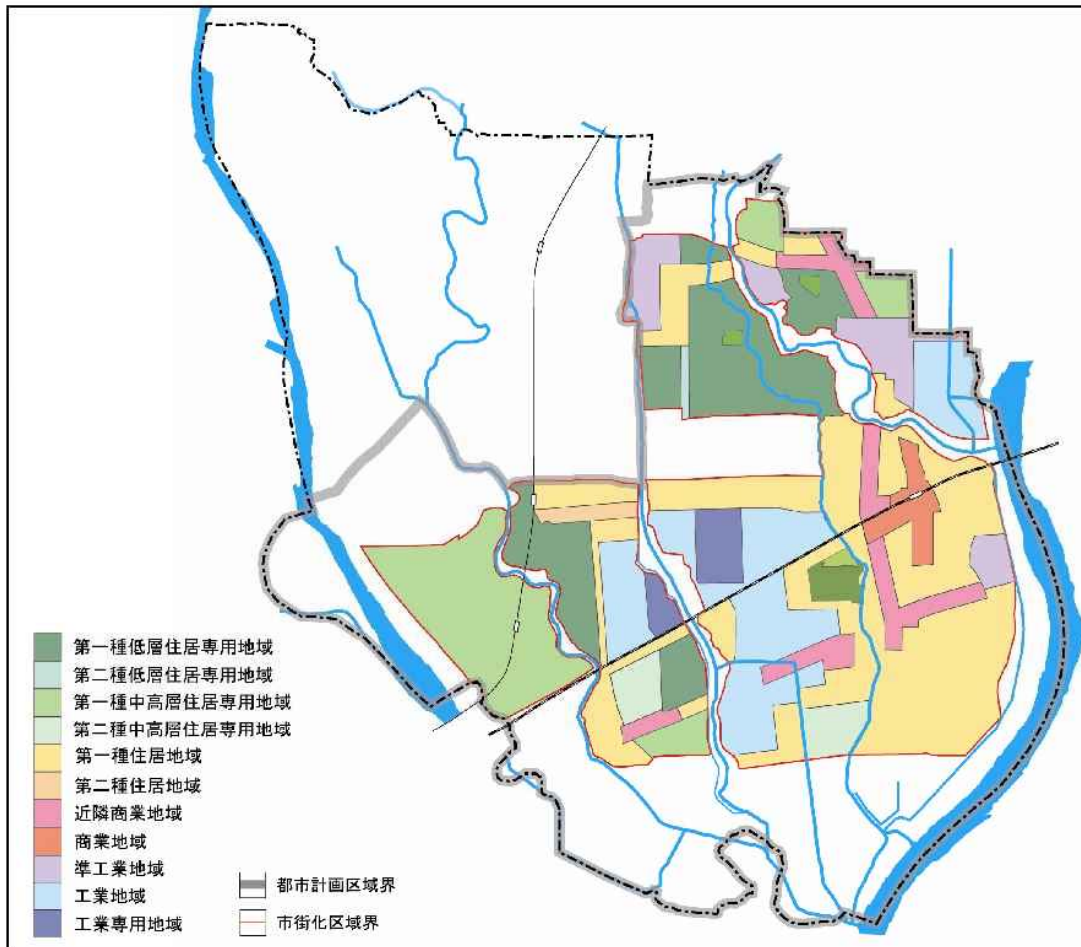
一方、本来、市街地は、市民に対して各種の都市的サービスを提供すると同時に、多くの人が集い、くつろぎ、ゆとりを持って暮らしを楽しむ場であるべきです。このため、JR 穂積駅周辺等の都市構造上、重要な地域での計画的なまちづくりや、統一感と特徴のある景観づくり等、市街地の魅力向上に向けた取り組みを進める必要があります。

[表 区域別の面積及び人口]

区 分	面積(ha)	割合(%)	平成 12 年人口 (人)	割合(%)
行政区域	2,818	100.0	46,571	100.0
都市計画区域	1,965	69.7	39,177	84.1
市街化区域	1,151	40.8	36,269	77.9
市街化調整区域	814	28.9	2,908	6.2

(出典：都市計画基礎調査)

[図 都市計画区域・市街化区域の状況]



《基本方針》

現在施行中である土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、市民の意向等を考慮しながら、JR 穂積駅周辺をはじめとした地域での計画的な市街地整備を進めます。

また、特徴的で良好な街並みが形成されるよう、都市基盤の整備等にあわせた一体的な景観整備に努めます。

[施策の構成]

<市街地の整備>

- …まちの拠点づくり
- …計画的な市街地整備
- …良好な市街地景観の創造

《施策の展開》

①まちの拠点づくり

JR 穂積駅は、まちの玄関口であり、多くの市民が集まり利用する「まちの顔」として位置づけられています。このため、よりシンボル性・機能性の高い環境の実現に向け、駅周辺の移動円滑化に関する環境整備を図るほか、市民及び駅利用者の意向や福祉・観光施策との連携に留意しつつ、その他駅周辺の環境整備も含めた検討を行います。

また、巢南庁舎周辺部においては、西部複合センター、下水処理場、多目的広場等の整備を一体的に進める計画に基づき、市西部の活性化を牽引する拠点づくりを進めます。

②計画的な市街地整備

犀川堤外地において、現在取り組んでいる土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、一定のルールに基づく計画的な宅地化を促進します。

また、農地が多く残る市街化区域内での各種整備にあたっては、地籍調査事業の活用を図るほか、地域のまちづくりの要望や開発需要にあわせて、土地区画整理事業等の面的整備及び地区計画、道路・公園の単独事業による都市基盤の確保等、地域の状況に応じた様々な手法を活用し、良好な市街地の形成を目指します。

③良好な市街地景観の創造

多くの市民、来訪者が利用する駅周辺や主要な幹線道路等では、都市基盤の整備にあわせて、花と緑にあふれる道路空間づくりを進めるほか、別府細工等の地域の歴史・文化を取り入れたモニュメント、ストリートファニチャーの整備等を進め、特徴のある景観形成を目指します。

また、住宅団地等の新たな開発においては、良好な街並みが形成されるよう指導するとともに、地域の実情に応じて建築協定や地区計画制度等のルールづくりを検討します。

3-2 良質な住宅の供給

《現状と課題》

本市は、岐阜市、大垣市に隣接する位置的条件もあって県内有数の人口増加率を示しています。こうしたなかで、本市の住宅事情をみると、民間事業者による宅地供給が盛んであり、量的には充足していますが、単身者向けの賃貸住宅への偏りがみられるほか、点在的な開発が多くなっています。住宅は、単に個人の財産であるばかりでなく、街並み形成等の社会的な性格を持つものであり、市としても計画的な住宅政策の展開に努めることが必要です。

また、近年の生活水準の向上等に伴い、誰もが暮らしやすい環境づくりへの関心が高まっており、住宅においても、バリアフリー化をはじめ、福祉、防災、環境共生等の視点を取り入れた、より質の高い住宅供給を進めることが必要です。

《基本方針》

民間宅地開発に対する適切な指導を行い、良好な宅地・住宅の供給促進を図るとともに、社会の変化への対応や地域の特性を活かした住宅施策についての検討を進め、誰もが住み続けられる居住環境の形成を目指します。

〔施策の構成〕

＜良質な住宅の供給＞

- …民間宅地開発の適正誘導
- …多様な住宅ニーズへの対応
- …市営住宅の確保

《施策の展開》

①民間宅地開発の適正誘導

民間宅地開発に対して、道路や排水路等の都市基盤整備に関する指導を行い、安全で秩序のある居住環境の形成を目指します。

また、良好な環境や美しい自然を損なうことがないように、土地利用構想に基づいた、適切な地域での適切な住宅建設に関する指導・助言に努めます。

②多様な住宅ニーズへの対応

バリアフリー住宅の建設やユニバーサルデザインに配慮した周辺環境整備を図り、生涯にわたって住み続けることのできる、人にやさしい居住環境の形成を目指します。

また、地震に強い安全な居住環境の形成を目指し、木造住宅の耐震対策を促進するとともに、住宅が密集する地域における再整備の可能性について検討を行います。

③市営住宅の確保

老朽度等に応じて既存の市営住宅の改築を進め、良好な居住環境の形成を図ります。

また、市営住宅の整備にあたっては、住宅需要等に配慮して、公共・民間の役割分担と連携のもと、計画的な配置を検討します。

第3節 魅力ある市街地づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
JR 穂積駅周辺整備事業	駅周辺の多機能化 ユニバーサルデザインによる歩道の整備 みずほターミナルの整備 等	＜都市開発課＞
西部多機能拠点整備事業	多目的広場の整備 等	＜水道施設課＞ ＜生涯学習課＞ 都市開発課 総務課
土地区画整理事業	犀川堤外地、基盤未整備地区での市街地整備	＜都市開発課＞
住宅建設等指導事業	民間開発の指導・誘導 等	＜都市開発課＞
地籍調査事業	土地の有効利用のための実態調査	＜都市管理課＞

第4節 交流を支える交通基盤の整備

4-1 道路の整備

《現状と課題》

本市には 1 本の国道と 9 本の県道が通り、12 本の都市計画道路とあわせて格子状の道路ネットワークが形成されています。このうち、市南部を横断する国道 21 号及び本巣市から海津市まで縦断する主要地方道北方多度線が交通の大動脈となっていますが、道路網は、全体として段階構成が不明確であり、一部で道路のネットワークが途切れている箇所もあるため、よりわかりやすく、利便性の高い骨格道路網の構築が求められています。

広域的な道路としては、市北西部で自動車専用道路である東海環状自動車道が事業化されており、隣接する大野町、神戸町においてインターチェンジの設置が計画されています。また、国道 21 号の高架部として、岐阜南部横断ハイウェイの計画があり、交通の利便性向上のために、早期実現を働きかけていく必要があります。

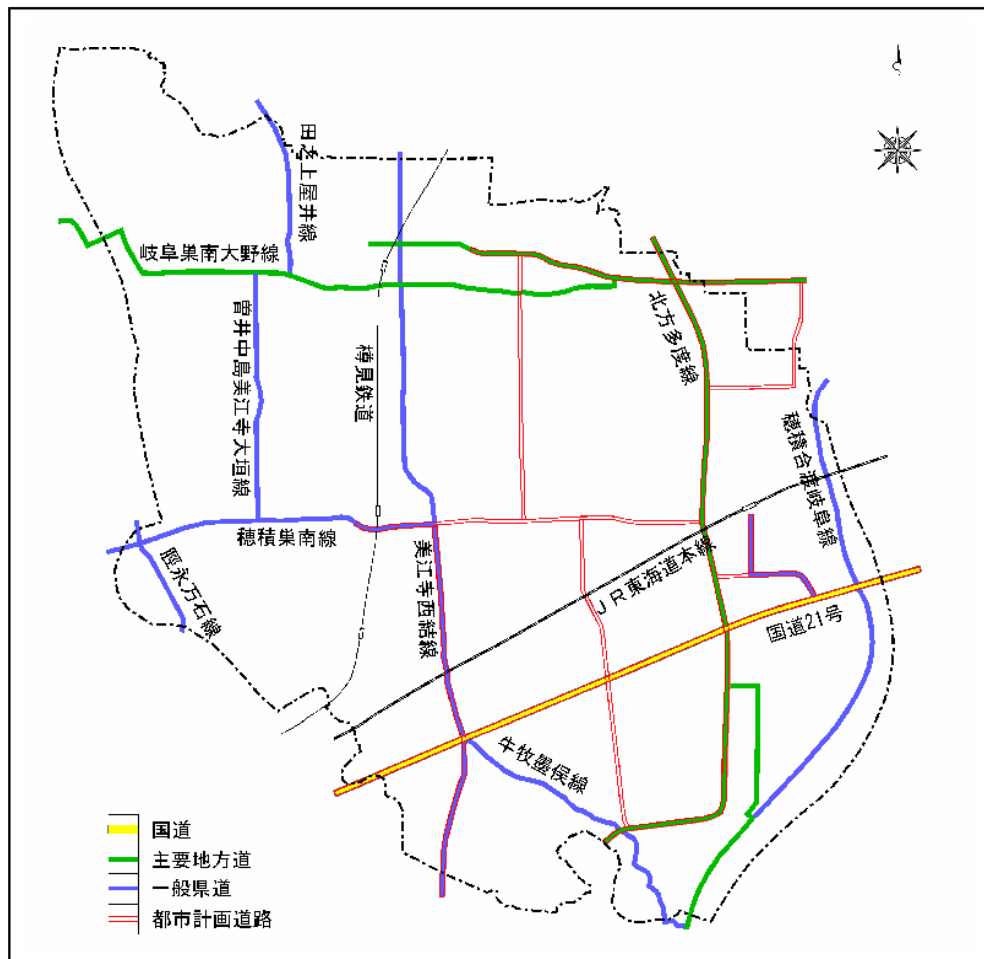
一方、生活道路については、幅員が狭く、ネットワークが確保されていない箇所があるため、今後も、地域の要望等を踏まえて拡幅等の整備を進める必要があります。なお、生活道路のあり方としては、高齢化の進展等に伴い、自動車中心から歩行者中心への転換が求められています。また、単なる通行機能だけでなく、人々が集い、憩いの場となる身近な空間としての整備が求められており、本市においても、コミュニティ道路の整備を継続するなど、安全で快適な道路づくりを進めることが必要です。

[表 市道の状況]

区 分	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
総延長 (m)	501,179	498,538	499,347	501,106	502,206
実延長 (m)	489,476	487,014	487,746	487,589	490,064
舗装済延長 (m)	350,772	362,018	364,928	367,750	371,052
舗装率 (%)	71.7	74.3	74.8	75.4	75.7

(出典：市勢要覧)

[図 幹線道路の状況]



《基本方針》

東海環状自動車道等の高規格道路との一体性に留意しつつ、都市としての根幹的な道路網を構築するとともに、地域の利便性や市民の安全性、快適性に配慮した道路の整備を計画的に進めていきます。

[施策の構成]

<道路の整備>

- …広域交通ネットワークの形成
- …市の骨格的な幹線道路ネットワークの形成
- …生活道路の整備
- …人にやさしく美しい道路の整備

《施策の展開》

①広域交通ネットワークの形成

「開かれた岐阜県」及び「ひとつの岐阜県」の実現を図り、県外を含めた他地域との広域的な交流を促進するため、高規格道路のうち、特に本市に直接影響の深い東海環状自動車道や岐阜南部横断ハイウェイの整備について、国等の関係機関に強く働きかけます。

また、大野町、神戸町で設置される（仮称）大野・神戸インターチェンジへのアクセス道路の整備を促進します。

②市の骨格的な幹線道路ネットワークの形成

国道 21 号をはじめ、通勤・通学等の日常的な生活や交流を図るうえで重要な役割を担っている国県道については、交差点改良や拡幅改良等を促進します。

また、すべての市民が行政、教育、医療等の様々な都市機能を楽しむことができるよう、近隣市町との整合や国県道との効率的な接続に留意しながら、主要な市道での改良等を進め、さめの細かい市内幹線道路ネットワークの形成を目指します。

なお、このような道路の整備にあたっては、市民の要望等を考慮しつつ、各路線の役割や優先度等を明確にした道路整備計画を策定のもと計画的かつ効率的な取り組みに努めます。

③生活道路の整備

交通量の多い公共施設周辺をはじめとして、歩行者と自動車共存でき、憩いの場としても活用できるコミュニティ道路の整備とネットワーク化を引き続き推進します。

また、集落地における狭隘な生活道路の改善を行い、緊急車両の通行や避難の円滑性の確保を図るとともに、土地利用に応じて必要な道路が確保されるよう指導します。

④人にやさしく美しい道路の整備

市街地内や公共施設へのアクセスを担う道路を中心として歩道の整備や交通安全施設の充実を図るとともに、段差の解消や点字・誘導ブロックの設置を図るなど、高齢者や子ども、障害者の利用に配慮した道路の整備を進めます。

また、快適な道路空間づくりとして、幹線道路における植樹を促進するとともに、地域の取り組みとあわせて、花や緑にあふれる沿道空間づくりに努めます。さらに、騒音や排水に配慮した路面舗装等、環境保護にも努めます。



4-2 公共交通の充実

《現状と課題》

鉄道については、JR 東海道本線と樽見鉄道樽見線が通っており、東海道本線には穂積駅が、樽見線には横屋駅、十九条駅及び美江寺駅の3つの駅が設置されています。このうち、最も利用者の多い穂積駅では、交通バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想が策定されており、高齢者や障害者等も利用しやすい駅周辺環境整備が予定されています。

一方、バス路線については、市営のコミュニティバス3路線及び岐阜バス4路線が通っており、穂積駅の南部にはバスターミナルが設置されています。しかしながら、自家用車の普及等を背景として、路線バスの経営は厳しい状況にあるほか、コミュニティバスについても、利用者数は伸びてはいるものの、通勤・通学時間帯における運行体制の充実や路線網の見直し等が求められています。

公共交通の充実は、広域化している人々の行動や交流活動への対応のみならず、環境問題や高齢化への対応等の面からも重要な課題の一つといえます。このため、公共交通の必要性を市民に啓発するとともに、公共交通を維持・活性化していくための様々な取り組みを進める必要があります。

《基本方針》

長期的な視野に立ち、高齢化の進展や環境問題への意識の高まりにも留意しながら、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性向上に向けた体制づくり、施設・設備の整備を進めます。

〔施策の構成〕

＜公共交通の充実＞

- …コミュニティバスの利便性向上
- …駅周辺環境の整備
- …総合的な公共交通ネットワークの形成

《施策の展開》

①コミュニティバスの利便性向上

現在、委託事業として実施・運営しているコミュニティバスについては、利用の実態や需要、公共施設の配置状況、路線バスとの接続等を考慮しながら、利便性向上のための路線網の見直しと運行体制の充実に努めます。

②駅周辺環境の整備

駅周辺では、市民や来訪者の利用に配慮した環境づくりとして、利用の実態に応じ、駐車場や駐輪場の確保、放置自転車の規制強化、情報発信機能の充実等に努めます。

また、多くの市民が集まり、利用する JR 穂積駅については、交通結節機能の充実を図るとともに、駅へのアクセス道路や駅構内の整備を含め、交通バリアフリー基本構想に基づく移動円滑化のための各種施策を展開していきます。

③総合的な公共交通ネットワークの形成

高齢化の進展や環境問題への意識の高まり等に応えるため、地域の公共交通の利便性向上とともに、人や環境にやさしい車両、設備の整備を促進します。

なお、公共交通の利便性向上については、長期的な視野のもと、JR、樽見鉄道、路線バス及びコミュニティバスそれぞれの役割分担と連携のあり方を明確化し、これに基づく輸送機能の向上や乗り継ぎの利便性向上等、必要な取り組みを交通事業者に働きかけていきます。

第4節 交流を支える交通基盤の整備 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
道路整備計画策定事業	幹線道路網計画の策定 等	＜都市開発課＞ 都市管理課 政策推進課
高規格道路整備事業	東海環状自動車道、（仮称）大野・神戸インターチェンジ、岐阜南部横断ハイウェイの整備促進	＜都市開発課＞
国県道整備事業	国道21号（交差点改良等）、主要地方道及び一般県道の整備促進	＜都市開発課＞
街路整備事業	都市計画道路の整備	＜都市開発課＞ 都市管理課
市道整備事業	市道の整備	＜都市開発課＞ 都市管理課
コミュニティ道路整備事業	主要公共施設を結ぶ歩車共存道路の整備	＜都市開発課＞ 都市管理課
ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業	道路・公園等のユニバーサルデザイン化推進	＜都市開発課＞ 都市管理課 福祉生活課 児童高齢福祉課
コミュニティバス運営推進事業	コミュニティバスの運営推進	＜総務課＞



第5節 上下水道の整備

5-1 上水道の整備

《現状と課題》

本市では、上水道及び瑞穂市・神戸町水道組合による簡易水道で水供給が行われていますが、水道普及率は約 84%であり、岐阜県平均の約 96%に満たない状況にあります。

上水道施設は、快適な生活環境を確保する上で不可欠なものであり、今後も、人口増加や生活水準の向上等により水需要は増加することが予想されるため、普及率の向上とともに、良質かつ清浄で安全な水を安定的に供給できるよう、施設の拡充整備や適正な管理を行う必要があります。

また、配管施設の経年劣化が進むなかでは、施設の計画的な更新や緊急時における安定給水の確保が求められます。特に、危機管理の面では、ハード面での対策のみならず、速やかな対応が行えるよう、広域的な視点で給水体制を構築する必要があります。

さらに、管理業務上でも課題があります。単身者やアパート住民等、住民の転入・転出の多い本市では、給水契約者の変更件数が激増しており、手続事務等の効率化が求められます。

〔表 上水道の普及状況（平成 16 年）〕

区 分	上水道	簡易水道	専用水道	計
計画給水人口(人)	48,620	600	414	49,634
給水人口(人)	40,020	547	414	40,981
箇所数	2	1	6	9
普及率(%)	83.7			

（出典：岐阜県統計書）

《基本方針》

将来の水需要を予測し、緊急時への対応も視野に入れながら安全で良質な水道水を安定的に供給するための施設・体制整備を進めます。また、市民の理解と公営企業における経営基盤の強化のもと、水道事業の健全経営に努めます。

[施策の構成]

< 上水道の整備 >

- …水の安定供給
- …緊急体制の整備
- …水道事業の健全経営

《 施策の展開 》

① 水の安定供給

水道未普及地区の解消を図るとともに、土地区画整理事業や住宅開発に伴う人口増加に対応できるよう、新たな水源地の確保や、施設の拡張整備を計画的に進めます。

また、良質な水を安定して供給できるよう、施設の維持管理や漏水監視を継続的に実施するとともに、流域自治体等との連携によるきめ細やかな水質管理に努めます。

一方で、限りある資源である水を大切にし、有効活用を図るため、広報紙等を通じて市民の節水意識の高揚に努めます。

② 緊急体制の整備

緊急時における重要なライフラインの維持という側面から、老朽配水管の更新や耐震性のある貯水槽の設置等、災害に強い上水道施設の整備を進めます。

また、復旧活動を迅速に行うことができるよう、近隣市町との連携を密にするほか、民間との災害応援協定の締結を行うなど、広域的な相互応援給水体制の整備を進めます。

③ 水道事業の健全経営

施設の適正管理により有収率の向上に努めるとともに、事務事業を見直し、業務の省力化と高度化を図るなど、公営企業としての健全かつ効率的な事業運営を促進します。

5-2 下水道の整備

《現状と課題》

下水道は、公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保する上で不可欠なものです。本市では、別府地区でコミュニティ・プラント事業、西地区で特定環境保全公共下水道事業、呂久地区で農業集落排水事業を実施しており、市民の理解と協力を求めながら、水洗化の普及促進に努めています。しかしながら、集合処理及び浄化槽による処理人口は、平成 17 年 3 月現在、市全体の約 41%程度となっており、県平均の約 77%に満たない状況にあります。

加えて、本市では、都市化が著しく進んでおり、将来にかけて河川等の公共用水域への影響が懸念されるため、市民の水洗化に対する意識を高揚し、下水道への接続を促すとともに、未整備の地域についても、浄化槽とあわせて望ましい生活排水処理体制を構築することが必要です。

《基本方針》

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するため、長期的な財政状況等を考慮しながら整備手法を明確化し、市民の理解・協力も得ながら、効率的かつ適正な生活排水処理を進めていきます。

〔施策の構成〕

＜下水道の整備＞

- …生活排水処理体制の確立
- …水洗化率の向上
- …集合処理区域外での環境保全対策

《施策の展開》

①生活排水処理体制の確立

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、生活排水等の汚水処理が欠かせないものですが、下水道施設の整備には、多額の費用と年月を必要とします。

このため、市全体の長期的な財政の見通しや公共下水道をはじめとした各手法における費用対効果等、様々な面を総合的に勘案しながら、生活排水基本計画として事業の方向性を明確化し、これに基づく効率的かつ適正な取り組みを進めます。

②水洗化率の向上

現在、事業着手している別府地区コミュニティ・プラントや、西地区特定環境保全公共下水道については、事業の進捗に伴い、順次、供用開始区域の拡大を図るとともに、水洗化に対する市民の意識啓発に努め、下水道への接続を促します。

③集合処理区域外での環境保全対策

生活排水基本計画に基づく集合処理区域以外の地域では、浄化槽の設置を促進します。

なお、既設の浄化槽については、適切な検査、保守点検、清掃等の維持・管理が行われるよう指導に努めます。

第5節 上下水道の整備 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
生活排水対策事業	生活排水基本計画の策定	＜水道施設課＞ ＜健康環境課＞
上水道整備事業	施設の維持・更新 水源地の確保 未普及地区の解消	＜水道施設課＞
ライフラインの確保、飲料水・食料の計画的備蓄(再掲)	耐震貯水槽の設置	＜水道施設課＞

第2章 心豊かな住みよいまちづくり

自然と共存できる潤いある生活環境を創造します

第1節 住みよい環境づくり

第2節 自然豊かな環境づくり

第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ

第2章 心豊かな住みよいまちづくり

第1節 住みよい環境づくり

1-1 廃棄物処理とリサイクル

《現状と課題》

人々の社会活動が高度化、広域化するなか、地域における廃棄物問題は、近年、深刻化しており、処理用地の確保やダイオキシンの発生、処理にかかる自治体の負担増等により、旧来の施設や処理体制では対応が困難になってきています。

こうしたなか、本市では、可燃ごみは西濃環境整備組合、し尿に関してはもとす広域連合で共同処理を行っている状況にあります。しかし、粗大ごみについては業者委託処理で対応している状況にあり、加えて、廃棄物量に影響を与える人口増加が予想されるなかでは、近隣市町との連携を密にし、広域的な処理体制の充実を図ることが求められます。

また、ごみの問題は、処理の適正化のみならず、環境への負荷を考えて、廃棄物の排出抑制やリサイクル化を進め、資源を循環できる社会構造を構築することが重要です。本市においても、ストックヤードや空き缶・ペットボトルの回収処理機を設置し、分別収集の徹底を図っているほか、地域においては、子ども会による廃品回収等、自主的な活動が展開されています。いずれにしても、ごみの減量化やリサイクル化を進めるには、市民一人ひとりや事業者の理解と協力が不可欠であり、あらゆる機会を通じて、廃棄物問題に対する意識啓発を図るとともに、身近なところからの改善を促していくことが求められます。

〔表 ごみ処理の現状〕

区 分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
粗大ごみ(t)	1,114	590	870	838	1,162
可燃ごみ(t)	11,061	10,950	11,256	11,733	11,828
不燃物(t)	1,200	1,474	918	1,091	766
資源ごみ(t)	377	275	278	593	596
一人あたりごみ排出量 (g/人・日)	832	802	794	798	806

(出典：市勢要覧)

《基本方針》

広域的な視点による廃棄物の適正処理を進めるほか、限りある資源を有効に活用した循環型社会の実現を目指し、資源の再使用に対する市民の意識啓発を図るとともに、行政と地域社会が一体となったリサイクル活動を進めます。

〔施策の構成〕

＜廃棄物処理とリサイクル＞

- ・・・廃棄物の適正処理
- ・・・排出抑制の推進
- ・・・リサイクルの推進

《施策の展開》

①廃棄物の適正処理

ごみ収集の効率化を図るため、分別情報の表示・周知のもと、ストックヤードでの適正な分別を徹底するほか、市民や関係機関との連携による不法投棄防止パトロールの実施等、監視体制の強化を図ります。

また、収集した廃棄物については、近隣市町との足並みを揃え、焼却施設、破碎施設、最終処分場等の各種処理施設の整備を促進するなど、広域圏での計画的な処理に努めます。

一方、し尿については、生活排水基本計画に基づく下水道整備との整合を図りつつ、衛生的な処理に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・監視に努めます。

②排出抑制の推進

ごみの減量化を進めるためには、市民一人ひとりや事業者の理解と協力が不可欠です。

このため、広報紙やホームページ、生涯学習の場等において、日常の消費活動の小さなことで、ごみの排出抑制ができるという意識啓発を進めるとともに、業者引き取りによる再使用、消費者・各商店連携によるマイバッグ運動の展開、生ごみ処理機による自家処理を奨励する等、地域社会全体でのごみの発生・

排出抑制に努めます。

③リサイクルの推進

様々な機会を通じた環境教育やリサイクル情報の提供により、市民のごみの資源化や再使用に対する意識啓発を図るとともに、空き缶・ペットボトルの回収処理機の活用促進、美来の森等での資源集団回収、市民が主体となったフリーマーケット開催の奨励等、行政と地域社会が一体となったリサイクル活動を推進します。

また、市として再生紙、再生品の率先利用を推進するとともに、消費者団体等と連携して、市民や事業者への情報提供や利用を働きかけます。



1-2 環境の保全・美化

《現状と課題》

近年、オゾン層破壊や地球温暖化等の環境問題への対策が叫ばれています。しかし、環境問題は、自動車交通の大気汚染や生活排水による水質汚濁等、一人ひとりの日常生活のあり方に関わるものが多く、地域社会全体で、環境にやさしい生活様式、産業活動への転換を進める必要があります。

一方、地域においては、ごみの有料化等を背景として、不法投棄や野外焼却等の生活型公害が大きな問題となっています。特に、本市は、地理的に多くの河川を抱え、投棄されやすい場所が多くなっているため、不法投棄が年々増加しています。これらについては、状況の把握や監視体制の強化が必要ですが、公害は、各自のモラルに帰する部分が多いため、市民一人ひとりや事業者に対して、公害防止意識の高揚を促し、理解と協力を求めていく必要があります。

また、最も身近な環境問題であるごみのポイ捨てや、地域での環境の美化についても、市民の主体的な行動が不可欠です。既に自治会による河川清掃等、自主的な環境美化活動が行われていますが、今後も、環境美化の意識づくりとあわせ、地域ぐるみの活動の拡大と定着化を促す必要があります。

《基本方針》

環境問題に対する市民、事業者の意識啓発を図り、あらゆる分野で環境への負荷軽減に配慮したまちづくりを進めます。また、住環境を美しく保つための地域ぐるみの清掃・緑化活動を促進します。

〔施策の構成〕

＜環境の保全・美化＞

- …環境にやさしい生活様式・事業活動への転換
- …公害対策の推進
- …環境美化の推進

《施策の展開》

①環境にやさしい生活様式・事業活動への転換

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、「瑞穂市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の各種事務・事業にかかる温室効果ガスの排出抑制に努めます。

市民に対しては、身近な環境保全への取り組みに対する意識啓発を図り、日常生活における冷暖房等の適正化、節電・節水の習慣化、省エネルギー機器の導入、公共交通機関の利用等、環境にやさしい生活様式への転換を促進します。

また、事業者に対して環境マネジメントへの積極的な取り組みを支援し、環境に配慮した技術開発等を促進するとともに、市としても太陽光発電等、クリーンな新エネルギーの公共施設への活用に努めます。

②公害対策の推進

不法投棄、野外焼却等の生活型公害が環境に与える影響や環境にやさしい工夫に関する広報活動を推進し、市民や事業者の公害防止に対する意識の高揚を促します。

また、環境汚染源を速やかに特定し、改善が図れるよう、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁に関する定期的調査測定の実施等、公害監視体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携による指導・取り締まり体制の充実に努めます。

③環境美化の推進

環境美化キャンペーン等の啓発活動を推進し、ごみのポイ捨て禁止やペットの飼主責任、自転車駐輪等に関するマナーの確立とともに、環境美化意識の高揚を促します。

また、市民が主体となった公共施設の清掃・緑化活動を支援するとともに、より実践的な活動を展開するボランティアグループの育成等を図りながら、地域ぐるみの環境美化運動の拡大と定着化に努めます。

1-3 火葬場・墓地の整備

《現状と課題》

現在、市営の墓地は、ほづみ霊園 1 箇所のみであり、その他の大半の墓地が集落営となっています。本市では、今後も人口増加が予想され、これに伴い墓地需要の増大が見込まれることから、既存する墓地の状況を把握し、需要と供給のバランスを図る必要があります。また、墓地は持続性・公共性・公益性が常に確保されることが求められており、利用者や地域が共同で管理をしていくことが求められます。

一方、火葬場については、平成 10 年に建て替えを実施したところであり、機能面で十分な水準を確保していますが、今後も火葬需要に対応した円滑な運営に努めていかねばなりません。また、施設については、環境衛生等に配慮した適正な運営を行う必要があります。

《基本方針》

既設の火葬場及び墓地の適正な維持・管理に努めるとともに人口増加や高齢化の進展等に伴う火葬場・墓地需要に対応し、広域的な見地から必要な施設整備を進めます。

[施策の構成]

<火葬場・墓地の整備>

- …墓地の適正管理と整備
- …火葬場の管理・運営

《施策の展開》

①墓地の適正管理と整備

ほづみ霊園の適正な管理に努めるとともに、人口増加等に伴う墓地需要に対応するため、集落営墓地の拡充や新たな墓地の整備について検討を行います。

また、集落営墓地については、引き続き、環境美化を考慮しながらの適正な地域管理を促進します。

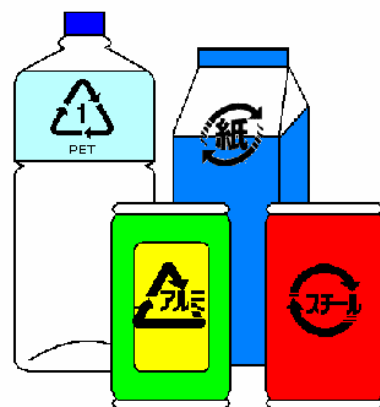
②火葬場の管理・運営

排煙等の火葬場による、環境への影響を確認する調査を継続的に実施する等、環境保全に留意し、市民の理解が得られる適正な管理・運営に努めます。

なお、施設面では、近年建て替えを行ったところですが、高齢化の進展等に伴う将来の火葬場需要については、周辺市町との広域的な対応を視野に入れて、施設・設備の整備に関する検討を行います。

第1節 住みよい環境づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
意識啓発事業	排出抑制・リサイクルの促進 美化活動の育成・支援 廃棄物の適正処理の促進、啓発	＜健康環境課＞
廃棄物適正処理事業	粗大・一般廃棄物処理施設整備 リサイクルシステムの整備	＜健康環境課＞
墓地整備事業	墓地の適正管理と整備検討	＜健康環境課＞
火葬場整備事業	火葬場の適正管理と整備	＜市民保険課＞



第2節 自然豊かな環境づくり

2-1 計画的な土地利用

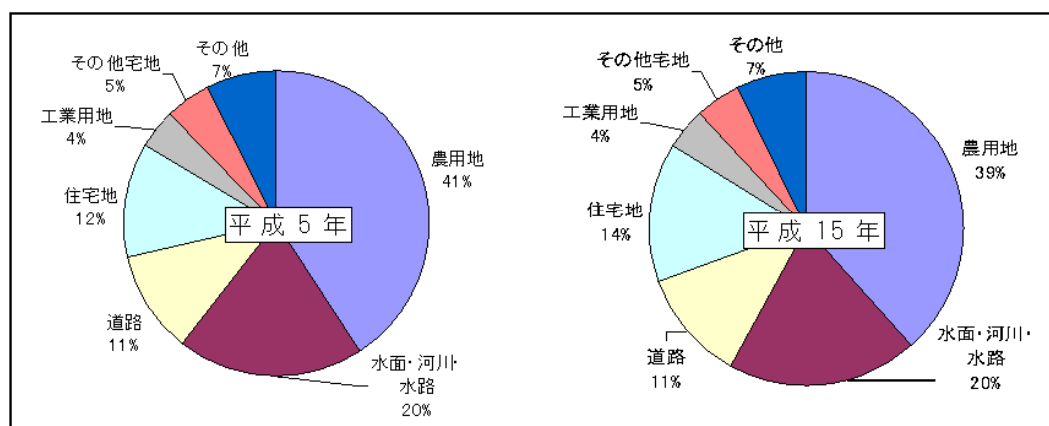
《現状と課題》

本市は、条里制の区画区分が残るなか、農地が最も大きな割合を占めていますが、近年、著しく都市化が進んでおり、農地が減少する一方、宅地や道路が増加している状況にあります。

また、平坦で肥沃な地勢を活かし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を設定し、優良農地の確保を図るとともに、都市計画法に基づく都市計画区域や市街化区域の指定のもとに、宅地化の規制・誘導に努めてきました。しかしながら、市全体として点在的な開発が多くみられるほか、市街化を促進すべき市街化区域内では、農地が多く残り、土地利用の混在もみられる等、課題を抱えています。また、開発行為に対して制限の緩い地域があるなかで、東海環状自動車道の整備等に起因する開発需要をどのようにコントロールしていくか、という将来に向けた課題もあります。

土地は、限られた資源であり、有効な活用を図ることが必要です。このため、今後、計画的な土地利用を進めるために、本市の土地利用に関する考え方やコントロールのあり方について、市民や開発事業者、行政が共通認識できる仕組みを整備することが必要です。また、これにあわせて、都市計画制度等、まちづくりを実現化するための方策について、市民の意向等を勘案しながら検討し、実施していくことが求められます。

〔図 土地利用の推移〕



（出典：県土地対策課）

《基本方針》

限られた資源である土地を有効かつ高度に活用していくため、長期的な視野に立った各種土地利用計画の策定を行うとともに、これを実現するための土地・建物のルールづくりや都市基盤の整備を進めます。

〔施策の構成〕

＜計画的な土地利用＞

- ・・・土地利用計画の推進
- ・・・秩序ある土地利用に向けたルールづくり
- ・・・都市計画による都市整備の推進
- ・・・土地・建物情報の活用

《施策の展開》

①土地利用計画の推進

土地は限られた資源であるとともに、まちづくりの最も基本的な要素であり、その土地を有効かつ高度に活用したまちづくりを進めるためには、都市全体や身近にある環境を将来どのようにしていきたいか、具体的に考えていくことが必要です。このため、長期的な視野に立ち、各地域の特徴も踏まえながら、都市計画審議会を経て策定する都市計画マスタープラン等、土地利用に関する各種計画の策定を進めます。

②秩序ある土地利用に向けたルールづくり

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等との連携を図り、規制を含めた総合的な土地対策を進めます。

このうち、都市計画法に基づく都市計画区域内については、市街化区域や各用途地域の見直しを検討するとともに、地区計画制度等の適用を検討し、土地の使い方や建物立地のルールづくりによる良好な市街地環境の形成を目指します。

また、開発行為等の制限が緩やかである都市計画区域外では、大野町・神戸町での東海環状自動車道インターチェンジの設置を見据え、準都市計画区域等の開発行為をコントロールする手法について検討を行います。

③都市計画による都市整備の推進

長期的な視野に立ち、まちづくりをより効率的かつ慎重に進めるため、国県道等の整備との整合を図りつつ、道路や公園等の都市計画施設の指定、整備に努めます。

また、各地域における都市基盤上の問題を改善する方策について随時調査を行うものとし、特に、土地区画整理事業等、市民のまちづくり意識が高まっている地域については、説明会や勉強会を通じ、事業化検討等の着手に努めます。

④土地・建物情報の活用

地理情報システム（GIS）を整備し、土地や建物の利用実態の把握と分析を行うとともに、市有地を含めた土地の適正・有効利用や、都市計画マスタープラン等に基づく具体施策の展開に向けて積極的な活用を図ります。



2-2 自然環境の保全・整備

《現状と課題》

本市は、河川に恵まれたまちであり、長良川や揖斐川をはじめ、16本もの一級河川が流れていますが、これらの河川は地域に潤いをもたらすとともに、本市の魅力を十分発信するための貴重な資源となるものです。現在、犀川下流部においては、国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」による、子ども達が自然体験の場として活用できるような河川空間の整備が進められていますが、今後もこのような地域の身近な自然空間を残しつつ、それらを活かす取り組みを進めることが必要です。

また、市域で大きな割合を占めている農地についても、食料供給や基幹産業の安定といった面からの必要性だけでなく、近年、環境保全等の多面的な役割が期待されており、優良農地の確保や無秩序な転用を抑制していくことが必要です。

その他にも、市内には岐阜県や滋賀県の一部にしか生息しないハリヨをはじめ、貴重な生態系が確認されています。このため、野生動植物とともにその豊かな生息環境が失われぬよう、市民の環境保全に対する意識の高揚を促すとともに、市民と行政が一体となって、保全・育成に取り組むことが必要です。

〔図 河川の状況〕



《基本方針》

環境教育を推進し、市民の環境保全に対する意識の高揚を促すとともに、市民と行政が一体となった自然保護活動を進めます。また、潤いのある暮らしの実現に向け、市内を流れる河川や周辺環境を活かした自然とふれあえる空間整備を進めていきます。

〔施策の構成〕

＜自然環境の保全・整備＞

- ・・・親水空間の整備
- ・・・野生動植物の保護・育成
- ・・・自然環境の保全
- ・・・自然保護意識の高揚

《施策の展開》

①親水空間の整備

犀川をはじめとした市内を流れる様々な河川及びその周辺地域は、身近に自然とふれあえる絶好の空間といえます。

このため、子ども達が自然体験の場として活用できる安全な水辺づくりを目的とした「水辺の楽校プロジェクト」を活用し、犀川遊水地での重点的な取り組みを進めます。

また、他の河川についても、市民との協力体制のもとで、生態系の住みかを確保する多自然型の川づくりや、市民が美しい川とふれあえる親水空間の整備を順次進めていきます。

②野生動植物の保護・育成

野生動植物については、環境調査により生息・生育分布状況を把握し、自然生態系に配慮した公共事業への活用を図るとともに、適切な保護・育成対策を講じます。

保護・育成の面では、天然記念物であるハリヨの生息環境を積極的に保全する方策を検討するほか、漁業協同組合等との連携による一級河川での漁場育成等に取り組めます。

③自然環境の保全

市域で大きな割合を占めている農地については、環境保全等の多面的な役割を維持・発揮させるため、農業振興方策等との連携を図りながら、都市的土地利用への無秩序な転用や荒廃化の抑制を図ります。

河川については、機能管理に加えて水質監視体制を強化するほか、浄化槽の普及や下水道整備の推進、工場に対する排水規制等により、河川の浄化に努めます。

④自然保護意識の高揚

自然環境保護に対する意識の高揚を促し、市民の理解と協力を求めるため、広報活動を強化します。

また、「水辺の楽校プロジェクト」での取り組みにあわせて、自然観察会等の環境教育プログラムを充実し、学校教育や生涯学習の場等における効果的な環境教育を推進します。



2-3 緑豊かで美しい空間づくり

《現状と課題》

公園・緑地は、憩いの場としてのみならず、都市防災や、コミュニティの場としての観点等、様々な側面から必要といえます。本市には、都市公園が 16 箇所ありますが、市民一人あたりの公園面積は 1.7m² であり、県平均に比べて低い水準にあるほか、偏りのある配置状況となっています。一方で、本市は今後も人口増加が予想されており、良好な居住環境を形成するためにも、市民の意向等を勘案しながら、公園・緑地を計画的に確保していくことが必要です。なお、本市では、市街地に近接して田園や河川等の美しい自然環境があり、これらを積極的に活かしながら、公園の特色化や、連続性のある憩いの場づくりを進めることも求められます。

緑化に関しては、「花の里親事業」を実施し、公共施設や住宅周辺での緑化を奨励するなど、「花の都ぎふ運動」とも連動した取り組みを進めていますが、今後も、市民と一体となった潤いのある居住環境づくりを進めることが必要です。

[表 都市公園の状況（平成 17 年）]

公園名	面積(m ²)	公園名	面積(m ²)
前畑公園	2,053	南流公園	10,087
上光公園	2,670	糸貫川河川公園	10,592
馬場公園	12,077	せせらぎ公園	8,361
滝坪公園	2,450	十九条公園	2,586
高道公園	2,483	柳一色公園	2,471
真菰池公園	2,059	牛牧団地公園	2,829
彦内公園	2,945	祖父江公園	1,865
天待公園	2,574	小簾紅園	2,307

（出典：市勢要覧）

一方、質の高い居住環境を考えるうえでは、良好な景観を創り出すことが重要な課題となっています。平成 16 年には、景観三法が施行され、地域の固有景観の保全・創出に関する取り組みが全国的に広がりつつあります。本市においても、河川や田園風景、中山道等の特徴的な景観要素が豊富にあり、市民のまちへの愛着心を育むためにも、これらを積極的に活かし、良好な景観を創造していくことが求められます。

《基本方針》

豊かな自然を活かしながら、特色ある憩いの場づくりを進めていきます。また、市民が主体となった美化・緑化活動とあわせて、景観資源の保全等に関する取り組みを進め、花と緑があふれる良好な街並みの形成に努めます。

〔施策の構成〕

＜緑豊かで美しい空間づくり＞

- ・・・特色ある公園の整備
- ・・・緑化の推進
- ・・・水と緑のネットワーク形成
- ・・・良好な街並みの保全・創造

《施策の展開》

①特色ある公園の整備

地域性に配慮した特色ある大規模な公園として、遊水地事業とあわせた犀川遊水地公園の整備、土地改良事業にあわせた天王川スポーツ公園の整備、巢南庁舎周辺のオープンスペースを活かした多目的広場の整備等を図ります。

また、市民にとっての身近な広場や公園については、河川の活用を基本としながら、耕作放棄地の活用、道路事業等の都市基盤整備との連携等、多様な手法での検討を行い、計画的に整備を進めます。この際、設置から管理まで市民参加できるよう、市民の意向も聴取していきます。

②緑化の推進

緑陰・木陰等の必要性を考慮し、公共施設の緑化を進めるとともに、幹線道路における街路樹の整備を図るなど、緑あふれる公共空間づくりに努めます。

また、広報紙等により、市民の緑化に対する意識の高揚を促すとともに、「花の里親事業」や「緑の募金交付金事業」の継続等、市民が緑化活動に参加しやすい体制を構築し、その主体的な取り組みを促進します。

③水と緑のネットワーク形成

河川を軸とした安全で広がりのある交流空間の形成を目指し、連続性のある遊歩道の整備を図るとともに、河川や公園、公共施設等を相互に結びつける横断方向の道路の整備について調査・検討を行うなど、本市の特徴を活かした水と緑のネットワークづくりを進めます。

④良好な街並みの保全・創造

美しい田園風景と調和した街並みや中山道、小簾紅園等の歴史を感じさせる風景等、本市の特徴をあらわす景観を保全し、地域振興に活かすため、景観計画の策定や行為制限等の街並みのルールづくりを検討します。

また、多くの市民、来訪者が利用する公共空間については、地域が主体となった取り組みとあわせ、統一のかつ周辺環境と調和した景観整備を進めます。

第2節 自然豊かな環境づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランの策定	＜都市開発課＞
河川環境整備事業	犀川周辺整備、水辺の楽校 その他親水公園・ビオトープの整備	＜都市開発課＞
都市公園整備事業	天王川スポーツ公園、多目的広場の整備	＜都市開発課＞ 生涯学習課
都市緑化推進事業	花の里親事業	＜産業経済課＞
	地域主体の緑化活動の支援	＜都市管理課＞
	公共施設及び道路の緑化整備	＜都市開発課＞
水と緑のネットワーク整備事業	プロムナード整備	＜都市開発課＞
魚族保護・育成事業	アユ、ヘラブナ等の保護・放流	＜産業経済課＞

第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ

3-1 地域コミュニティの形成

《現状と課題》

住民の生活圏の広域化や都市化に伴い、地域社会において、連帯感の希薄化、コミュニティの崩壊といったことが問題視されるようになってきています。本市においても、集落や地区ごとに自治会が組織され、それぞれで自主的なコミュニティ活動が展開されていますが、近年、自治会に加入していない世帯が増えており、コミュニティへの参加意識の低下が伺えます。

しかしながら、コミュニティは、住民同士の交流に加えて、福祉や防災等の基盤体制を成すものとして非常に重要であり、市民に対して、互いに関わり、助け合う意識の高揚とともに、コミュニティ活動への積極的な参加を促すことが必要です。また、個別の活動の充実とともに、異なるコミュニティ間の交流を促し、全市的な市民の連携を強めていくことも重要と考えられます。

なお、本市には、コミュニティ活動の拠点として、コミュニティセンター2箇所のほか、地区の公民館（集会所）が数多く設置されていますが、より多くの市民の交流を促すため、一層の整備・充実と活用が求められます。

《基本方針》

コミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発を図るとともに、活動のリーダー・組織づくりや活動の拠点づくり等を進め、地域の連帯感の醸成に努めます。

〔施策の構成〕

＜地域コミュニティの形成＞

- ・・・コミュニティ活動の支援
- ・・・コミュニティ意識の啓発
- ・・・コミュニティ施設の充実

《施策の展開》

①コミュニティ活動の支援

自治会活動や校区活動、ボランティア活動等に対する支援を充実するとともに、各種団体の連携・協力を促し、全市的な活動への展開に努めます。

また、研修会の開催等によりコミュニティリーダーを発掘・養成するとともに、より実践的なまちづくり活動を展開する新たなボランティアグループの組織化を支援するなど、活力ある地域社会を支える地域の人づくり、組織づくりに努めます。

②コミュニティ意識の啓発

広報紙やホームページをはじめとした様々な媒体、機会を通じてコミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発に努めます。

あわせて、コミュニティ活動の原点としての自治会への加入を促進し、自治会活動の活性化を図るとともに、子育て支援の展開等、地域コミュニティを活かしたまちづくりを進めます。

③コミュニティ施設の充実

身近なコミュニティ活動の拠点として、地区の公民館（集会所）や広場等の充実を図ります。また、地域の状況に応じ、複合的な機能を有するコミュニティセンターの整備を図ります。

なお、既存の施設については、自主管理を基本に弾力的な運用に努めるものとし、学校等の様々な公共施設についても、地域に開放し、有効活用を促します。

第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
地域コミュニティネットワーク事業	ボランティアや支えあいの地域ネットワークづくり 等	＜生涯学習課＞ 学校教育課
	コミュニティセンターの建設	＜児童高齢福祉課＞ 政策推進課 総務課 都市開発課 都市管理課 福祉生活課
地域の人材育成支援事業	地域活動のリーダー育成	＜生涯学習課＞ 福祉生活課
地域活動活性化事業	コミュニティ活動支援 NPO活動との協賛	＜福祉生活課＞ 生涯学習課



第3章 誰もが生き生きと暮らせる まちづくり

**全ての人が健康とともに暮らせる助け合いの社会づくり
を進めます**

第1節 支えあいの社会づくり

第2節 健やかに暮らせるまちづくり

第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 支え合いの社会づくり

1-1 地域福祉

《現状と課題》

ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者への配慮はもちろん、すべての人が普通に過ごせる社会づくりが、これからのまちづくりの基本的な理念の一つといえます。このため、法律制度上の支援だけでなく、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備をはじめ、高齢者や障害者ができるだけ通常の社会活動を行うことができるような環境づくりが求められます。

また、福祉需要が増加、多様化するなか、地域社会全体で、一体となって支え合う体制づくりが非常に重要となっています。本市においても、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、自治会及び行政の連携を通じて、体系的な取り組みを進めるなど、地域福祉体制の充実に努めています。今後も、社会福祉協議会や行政による福祉サービスの充実はもちろん、民間の活用や市民の自主的な協力を促しながら、一層充実した活動を展開していくことが求められます。

《基本方針》

ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安全・快適に暮らせる環境づくりを進めるとともに、行政、地域、民間事業者等の様々な主体が一体となった地域福祉体制の確立を目指します。

〔施策の構成〕

＜地域福祉＞

- ・・・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・・・総合的な福祉推進体制づくり
- ・・・地域ぐるみの福祉の推進

《施策の展開》

①ユニバーサルデザインのまちづくり

交通バリアフリー基本構想に基づき、JR 穂積駅の利用に係る移動の円滑化に向けた施設、設備の改修を図ります。

また、市役所等の利用者の多い公共施設をはじめとして、誰もが快適に利用できる施設や設備の整備を進めます。

②総合的な福祉推進体制づくり

福祉需要を的確に捉え、総合的かつ効率的な福祉サービスを展開できるよう、社会福祉協議会等と連携して、地域福祉のあり方を示す各種計画の策定と見直しを検討します。

また、在宅福祉サービスをはじめとした、各種のきめ細やかな福祉活動を推進するため、社会福祉協議会、民生・児童委員及び自治会との連携体制を強化するとともに、福祉関連産業や民間福祉施設と連携した総合的な福祉体制を確立します。

③地域ぐるみの福祉の推進

地域福祉の推進にあたり、最も重要なことは地域社会全体での福祉の環境、体制づくりを行うことです。

このため、社会福祉協議会と連携してボランティアに関する研修や情報発信を行い、ボランティアの登録とグループ化を促進するなど、子育て等を地域で助け合うシステムの構築を進めます。

また、将来のマンパワーを確保・育成する観点で、学校や家庭での福祉教育を進め、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識、他人に配慮する意識を育みます。

1-2 児童福祉

《現状と課題》

本市の年少人口（14歳以下の人口）割合は、平成16年10月現在で約16%であり、県平均に比べて高くなっています。また、本市は交通の便がよいこと、安価で良質な住宅が供給されていること、団塊ジュニア世代のお子さんが生まれる時期に入っていること等から、乳幼児は微増傾向にあります。

また、市内の子育て環境としては、現在、保育所が6箇所、保育・教育センターが3箇所あり、保育所のサービス内容としては、通常の保育サービス以外に、延長保育、未満児保育、障害児保育等を実施しており、南保育・教育センターの子育て支援センターでは、保育所に通っていない子どもや保護者の支援にも取り組んでいます。そして、平成18年4月には市内に子育て支援センターを備えた私立保育園が開設されます。

しかしながら、核家族化や女性の社会進出等、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する悩みや要望は複雑・多様化してきています。また、近年、児童虐待や育児放棄の問題が、全国各地で取り沙汰されている状況にあります。

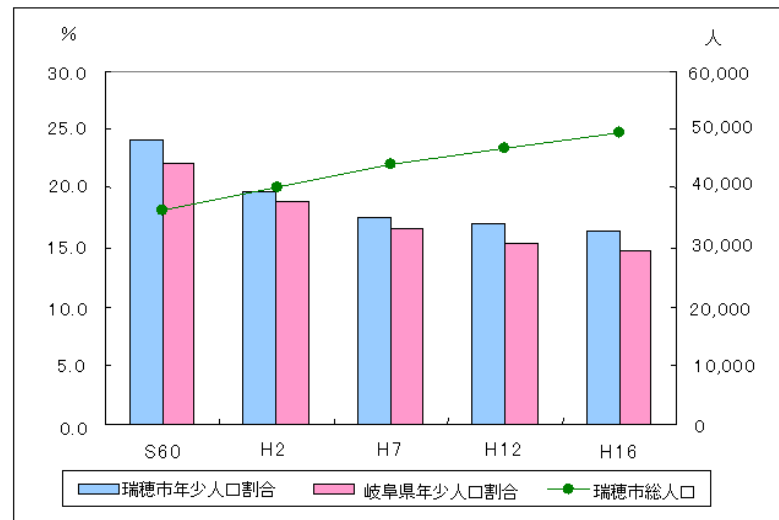
こうしたなか、保育サービスとして、施設や体制の一層の充実を図る必要があり、就学前の一貫した保育・教育のほか、幼保一元化等の時代に対応した総合的な施策についても視野に入れて取り組むことが必要です。また、子育て不安を解消し、安心して子育てできるよう、地域ぐるみで助け合う仕組みの充実が求められます。

[表 保育所園児数]

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
5歳以上児(人)	152	142	172	179	185
3～4歳児(人)	789	835	816	822	805
3歳未満児(人)	106	103	94	124	112
合 計(人)	1,047	1,080	1,082	1,125	1,102

(出典：市勢要覧)

[図 年少人口の推移]



(出典：S60～H12 は国勢調査、H16 は人口動態統計調査)

《基本方針》

多様化する保育需要に対応できる施設・体制づくりを進めるとともに、瑞穂市次世代育成支援行動計画に基づいた、地域ぐるみの子育て施策の展開や、医療、保健等の様々な分野と連携した総合的な福祉施策の展開を図ります。

〔施策の構成〕

＜児童福祉＞

- ・・・保育サービスの充実
- ・・・地域ぐるみの子育て支援
- ・・・総合的な児童福祉の推進

《施策の展開》

①保育サービスの充実

女性の社会進出や各家庭の実状にあった多様な保育需要に対応できるよう、未満児保育、延長保育等の保育体制の充実や施設の改築、拡充に努めます。

また、より効率的かつ適正に子育ての支援ができるよう、就学前の一貫した保育・教育を推進するほか、幼保一元化を視野に入れ、今後は、施設の収容能力、保育・教育内容、保育士・幼稚園教諭人員体制等の運用面での具体的な検討を進めていきます。

②地域ぐるみの子育て支援

南保育・教育センター及び私立保育園における子育て支援センターの活用に加えて、別府保育所にも子育て支援センターの整備を図り、子育ての相談・助言や保護者とのふれあいの機会の充実に努めます。

また、このような取り組みのなかで、子育てに関する市民の自主的な交流・学習活動の活性化を促し、地域のなかで子育てを助けあう事業の展開を目指します。

③総合的な児童福祉の推進

家庭、学校、地域社会等の連携を強化し、社会問題となっているいじめや虐待の早期発見、早期援助を図るなど、児童を取り巻く諸問題への対応に努めます。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、乳幼児健康診査等により母子の健康支援を行うとともに、子育てと仕事の両立を支援する側面から、放課後児童クラブの育成・充実に努めるなど、様々な分野、関係機関との連携による児童福祉施策の充実に努めます。



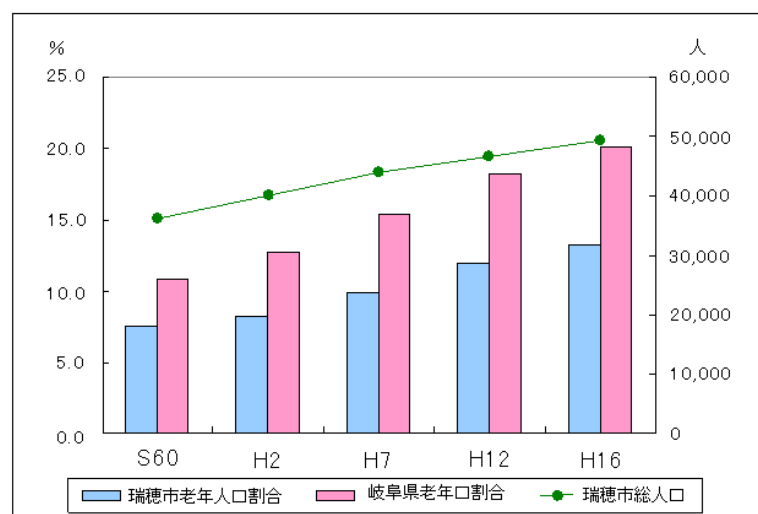
1-3 高齢者福祉

《現状と課題》

本市の老年人口（65歳以上の人口）割合は、経年的に増加傾向にあり、高齢社会への対応が、本市の福祉行政のなかでも大きな課題となっています。こうしたなか、本市では、もとす広域連合が保険者となって、平成12年度より介護保険事業を進めており、訪問介護や通所介護等の在宅サービスを展開しているほか、在宅介護支援センターを中心とした相談体制の充実に努めています。しかしながら、家族形態の多様化等を背景として家庭での介護力の低下が見られ、今後も介護需要は高まっていくことが予想されます。このため、引き続き民間事業者の協力を得て、利用者が希望するサービスの提供に努めるとともに、地域社会全体の問題であるとの認識に立ち、ボランティア活動の活性化等、地域で支え合う体制の充実を進めることが重要です。

一方で、老年人口の大部分を占める元気な高齢者が、できる限り健康を維持して積極的に社会へ参加し、社会を支えていくことは非常に重要なことです。本市では、昭和38年に老人クラブが結成され、健康づくり等の様々な活動が行われていますが、高齢者一人ひとりが、健康寿命（認知症や寝たきりにならないで生活できる期間）を延ばし、生きがいとなる活動をみつけれられるよう、市として様々な支援を行っていく必要があります。

〔図 老年人口の推移〕



（出典：S60～H12は国勢調査、H16は人口動態統計調査）

[表 高齢者の状況]

区 分		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
被保険者数(65 歳以上)(人)		5,898	6,168	6,389	6,650
要介護・要支援認定数(人)		565	626	736	788
老人クラブ	クラブ数	46	46	45	45
	会員数(人)	4,262	4,281	4,174	4,174

(出典：市勢要覧)

《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康な体づくりの意識の高揚を促すとともに、社会福祉協議会や民間事業者等との連携による地域密着型の介護予防・自立生活支援対策を進めます。

[施策の構成]

＜高齢者福祉＞

- ・・・高齢者の社会参加の促進
- ・・・健康で元気な高齢者づくり
- ・・・介護・自立生活支援対策の充実
- ・・・高齢者福祉体制の充実

《施策の展開》

① 高齢者の社会参加の促進

高齢者が自分の意志で積極的に社会参加できるよう、老人クラブ等の各種活動を支援するとともに、高齢者の豊かな人生経験を活かし、若い世代に知識を伝える世代間交流や、生涯学習における指導者としての活用を進める等、地域活動への参加機会の拡充に努めます。

また、健康で働く意欲のある高齢者に対しては、雇用情報の提供を図るとともに、シルバー人材センター等の活用による就業の機会づくりに努めます。

②健康で元気な高齢者づくり

瑞穂大学等の生涯学習の場において健康教育の充実を図り、正しい生活習慣や体力づくり、健康診査の受診の重要性等を啓発します。

また、健康づくりの意識の高揚とあわせ、保健センター等による健康診査、健康相談といった保健活動や、手段的日常生活活動（IADL）機能訓練の実施等、きめ細やかな対応を進め、介護予防に努めます。

さらに、健康な体づくりを支援する側面から、移動の円滑化に配慮した道路や公園等の施設整備を進めます。

③介護・自立生活支援対策の充実

もとす広域連合による介護保険事業については、介護保険事業計画策定委員会による審議内容に基づき、市としても相談体制の充実等に努めます。

また、在宅の高齢者に対しては、できる限り寝たきり等の要介護状態に陥ったり、さらに悪化することがないように、医療・福祉・保健の連携を図り、各種自立支援対策の充実に努めます。

さらに、在宅での生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、老人福祉施設による福祉サービスの適正な利用が促進されるよう努めます。

④高齢者福祉体制の充実

高齢化の一層の進展に対応するため、福祉施策の協働機関である社会福祉協議会の体制強化を図るほか、もとす広域連合が設置する地域包括支援センターについては、高齢者ケアマネジメントを推進する中核機関として支援し、介護予防を中心とする地域に密着した福祉施策を展開します。

また、社会福祉協議会との協働により各種ボランティア組織の活性化を支援するとともに、自治会や行政とのネットワーク化を図り、地域社会全体で高齢者福祉を推進する体制を構築します。

1-4 障害者福祉

《現状と課題》

本市における身体障害者手帳交付者数は、平成 17 年 4 月現在で 1,255 人となっています。また、療育手帳交付者数は、平成 17 年 4 月現在 233 人であり、市内で把握している精神障害者数については 281 人となっています。こうしたなか、本市においては、小規模授産施設が 2 箇所設置されており、障害者福祉サービスとしては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の在宅サービスが展開されています。

なお、障害者福祉サービスについては、平成 15 年 4 月より、支援費制度により運用が図られてきましたが、国において、従来の身体障害や知的障害に加え、精神障害を含めた一元的なサービスが提供される仕組みとして障害者自立支援法を制定する動きがみられます。こうしたことから、今後は、障害者一人ひとりの福祉需要を考慮することはもちろん、障害者福祉を取り巻く環境の変化を考慮しながら、適切なサービス提供に努めることが必要です。

一方、障害者は、その多くが可能な限り地域社会で自立した生活を送ることを望んでいます。このため、市民の理解を深めるとともに、生活空間におけるバリアフリー化や就業の場づくり等、社会参加のための条件整備を進める必要があります。

《基本方針》

障害者の自立生活や社会参加を促進するため、障害者に対する理解と交流を深めるとともに、就業支援をはじめとした環境・体制整備に努めます。また、障害者福祉を取りまく環境変化等を考慮しながら、総合的な福祉サービスの提供に努めます。

〔施策の構成〕

＜障害者福祉＞

- …障害者の社会参加と生活支援
- …障害者に対する理解と交流
- …障害者福祉サービスの充実

《施策の展開》

①障害者の社会参加と生活支援

障害者の社会参加を促進するため、地域活動支援センターの設置を検討のもと、障害児の可能性を引き出す療育・教育や就労訓練の機能の充実を図ります。

また、障害者が安心して快適な生活を送れるよう、道路、住宅等でのバリアフリー化や、公共施設における車椅子、障害者用トイレ等の設置を進めます。

②障害者に対する理解と交流

障害者への正しい理解を深めるため、幼少時からの福祉教育を推進するとともに、あらゆる機会を通じて啓発活動に努め、社会全体の理解の浸透を図ります。

また、障害者が地域の各種行事や活動に参加し、地域の一員として積極的に交流できるよう、これを支えるボランティアの育成・確保に努めます。

③障害者福祉サービスの充実

医療・保健の各機関との連携を強化し、障害の予防・早期発見・早期療育からリハビリテーションまでの一貫した保健・医療サービスの提供に努めます。

また、障害者に対する福祉サービスについては、障害者自立支援法等の新たな制度の動きを勘案しながら、民間事業者との連携を強化し、身体・知的・精神障害者及び介護を行う家族それぞれのニーズに対応したサービス・相談体制の充実に努めます。

第1節 支え合いの社会づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
子育て支援事業	地域子育て支援センター活動の充実 放課後児童クラブの育成・充実 子育てハンドブックの充実 ファミリーサポートセンター事業 つどいの広場事業、子育てサロン 病後児保育	＜児童高齢福祉課＞ 学校教育課 政策推進課 健康環境課
幼保一元化推進事業	就学前の一貫した教育・保育制度 への移行	＜児童高齢福祉課＞ 学校教育課 政策推進課
保育施設等改築事業	総合施設への制度変更を考慮した 保育所等施設整備 私立保育所への支援	＜児童高齢福祉課＞ ＜教育総務課＞
ユニバーサルデザインの まちづくり推進事業	道路・公園等のユニバーサルデザ イン化推進	＜都市開発課＞ 都市管理課 福祉生活課 児童高齢福祉課
地域コミュニティネット ワーク事業(再掲)	ボランティアや支えあいの地域ネ ットワークづくり 等	＜福祉生活課＞
総合的な高齢者対策事業	介護保険運営事業 介護予防事業 自立生活支援事業 生きがいづくり事業	＜児童高齢福祉課＞ ＜生涯学習課＞
高齢者福祉施設整備事業	施設の誘致、整備	＜児童高齢福祉課＞
障害者福祉事業	支援費制度（障害者自立支援法） 対応、自立生活・社会参加推進事 業	＜福祉生活課＞

第2節 健やかに暮らせるまちづくり

2-1 保健・予防対策

《現状と課題》

かけがえのない財産である市民の健康を守るため、本市では、保健センターを拠点として、健康教育、健康相談等の保健指導を行っているほか、疾病の早期発見・治療に役立ててもらうために各種健（検）診活動を実施しています。また、これまでも、健康講演会の開催等、健康についての意識づくりや知識の普及に向けた機会の充実に努めてきました。

しかしながら、近年は、ストレス等の新たな健康阻害要因が増加しており、平成15年の厚生労働省による調査では、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患といった生活習慣病が全体の死亡率の約60%を占めています。加えて、高齢化も進んでいることもあり、疾病や介護のための社会的負担の増大が懸念されています。こうしたなか、重要になってくるのが、国の「健康日本21」の理念にもあるように、健康寿命の延長であり、そのためにも、医療・福祉分野との連携を強化しながら、あらゆる世代のライフサイクルに対応した保健サービスの充実を図ることが必要です。また、「自分の健康は自分で守る」という意識をさらに高め、健康増進や疾病予防に資する市民主体の取り組みを積極的に奨励し、支援することが求められます。

《基本方針》

市民が生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう、健康に対する正しい知識の普及に努めるとともに、積極的に健康づくりに取り組める環境づくりや、充実した保健予防サービスの提供に努めます。

〔施策の構成〕

<保健・予防対策>

- …保健・予防体制の充実
- …各種健（検）診の充実
- …一人ひとりの健康づくりへの支援

《施策の展開》

①保健・予防体制の充実

保健事業の拠点として、保健センター等の設備の充実を図るとともに、活動の中心となる保健師や、地域に根ざした健康づくりを担う人材の確保及び資質向上に努めます。

また、健康に不安を抱える人等に対して総合的な情報やサービスを提供できるよう、医療、福祉の関係機関との連携強化を図るほか、生涯学習の場と連携した健康づくりの指導・支援体制の充実に努めます。

②各種健（検）診の充実

医療・福祉分野との連携を強化し、健康上の問題が起きやすい妊娠・出産期、乳幼児期、高齢期等を重点に、それぞれのライフサイクルに応じた健康診査及び相談・指導の体制の充実に努めます。

なお、健（検）診については、市民にとって魅力あるものとなるよう、絶えず内容や種類の充実・見直しを行うとともに、事後管理体制の強化等に努めます。また、様々な機会での受診奨励や受診しやすい環境づくりを行うことにより、受診率の向上を促します。

③一人ひとりの健康づくりへの支援

多くの生活習慣病に起因する喫煙・食生活・運動等について、様々な媒体を通じた正しい知識の普及に努め、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を促します。

また、市民の自発的な健康づくりを促すため、遊歩道等の健康づくり支援施設の整備や、体育指導委員による健康づくりプログラムの提供、食生活改善のための栄養相談の充実等に努めます。さらに、ストレス等の心理的要因から引き起こされる病気の防止を図るため、精神保健相談や心療内科への早期受診をPRする等、心の健康づくりの支援に努めます。

2-2 地域医療の充実

《現状と課題》

市内の医療施設としては、一般診療所が平成 17 年 4 月現在 28 箇所（うち、有床 23 箇所）ありますが、一般病院は 1 箇所のみであり、病床数の面等で、市外の医療機関へ依存せざるを得ない状況にあります。しかし一方で、少子・高齢化の進展、生活習慣病の増大等に伴い、今後ますます医療に対する需要の幅が広がることが予測されます。こうしたなかで重要なのは、日常的な健康管理による疾病予防や早期発見・早期治療であり、市民が身近なところでの確かな医療を受けられるよう、医療施設の充実はもちろん、市民に関わりの深い既存の医療機関をより効果的に活用しながら、地域医療体制の充実を進める必要があります。

なお、地域に密着した健康援助を行ううえでは、患者と医師の相互信頼関係の構築が不可欠であり、医師が治療方針等を患者に十分に説明し、患者も自分の病態を理解して治療を進めるインフォームド・コンセントの普及が求められます。また、骨髄ドナーの拡大が求められている状況等からも、市民の医療に対する知識・理解の向上が重要です。

一方、市内の救急医療や休日・夜間医療の体制としては、救急医療情報センターでの電話による情報提供と、もとす広域連合休日急患診療所での活動がありますが、充足されているとはいえません。特に、近年、脳血管疾患等の救急患者の増加や交通事故に対応した救急医療へのニーズは高まっており、より迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める必要があります。また、東海地震等の大地震の発生が懸念されるなか、大規模災害発生時における応急医療体制の構築も求められています。

《基本方針》

市民がいつでも、どこでも安心して医療を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、市民の立場に立った医療情報の提供に努めるとともに、身近な地域医療と専門的・広域的な医療が密に連携した医療体制づくりを進めます。

[施策の構成]

＜地域医療の充実＞

- ・・・医療体制の充実
- ・・・救急医療、休日・夜間医療の充実
- ・・・医療に関する意識の高揚

《施策の展開》

①医療体制の充実

初期診断・治療の段階における基本的な診療の重要性を周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の普及を進めるとともに、入院医療や高度専門医療を含めた体系的なサービスを提供できるよう、近隣市町を含め、広域的な病院の連携体制の充実を働きかけます。

また、医師会等の関係機関の協力を得て、専門医師や保健師等の人材確保・育成に努めるとともに、市民が身近なところで、よりの確な医療サービスを受けることができるよう、総合的な医療施設の誘致に向けて検討を進めます。

②救急医療、休日・夜間医療の充実

救急医療情報センターによる情報提供や休日急患診療所によるサービスの充実を促すとともに、総合病院の誘致も含めて、市民が利用しやすい救急医療体制づくりに努めます。

また、地震等の大規模災害時において、死傷者を最小限に抑えることができるよう、医療と消防、防災の関係機関の連携強化を図るとともに、普段から災害時の医療体制を確保できるよう各医療機関の応援体制の充実を図ります。

③医療に関する意識の高揚

市民が安心して医療を受けられるよう、インフォームド・コンセントの重要性や医療に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、関係機関との連携を図り、緊急時における応急手当て等の知識や技術提供の支援に努めます。

また、献血や臓器移植・骨髄移植等についての情報も提供し、市民の理解を深めます。

2-3 社会保障の充実

《現状と課題》

生活保護制度は、これまで市民生活の安定に大きな役割を果たしてきました。本市の被保護世帯は、平成 17 年 5 月末現在、71 世帯ですが、増加傾向にあることに加え、被保護者の高齢化や保護期間の長期化も見受けられます。このため、今後も困窮度に応じた適正な支援が必要ですが、それは経済的な援助のみならず、個々のケースに応じた適切な指導や就労機会の確保等、一日も早い自立等に向けた総合的な支援が求められます。

また、国民健康保険、国民年金及び福祉医療は、人々の健康の維持増進や安定した生活のために欠かせない制度といえます。しかしながら、高齢化に伴う医療費の増大や年金受給者の増加、保険料・保険税の未納者の増加等を要因として、制度の健全な維持が厳しい見通しとなっており、国においては、社会保障が将来においても長期的に安定できるよう、制度改革に向けた検討が進められています。

こうしたなかで、今後は、法律や制度改正に柔軟に対応していくことが求められるほか、市としては、制度に対する市民の理解を深めるとともに、収納率の向上や未加入者への対策を進める必要があります。また、あわせて、市民の自主的な健康づくりを促し、医療費の抑制を図る等、効率的な制度運用を図ることが求められます。

[表 国民健康保険の状況 () 内は加入率]

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
世帯数	6,603 (42.4%)	6,969 (43.6%)	7,246 (43.8%)	7,412 (44.0%)
被保険者数(人)	14,084 (30.1%)	14,625 (30.9%)	15,037 (31.1%)	15,154 (31.0%)
一人あたり費用額(円)	290,600	276,095	289,321	297,881

(出典：市勢要覧)

[表 国民年金の状況]

区 分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
被保険者数（人）		13,017	13,129	13,231	13,248
年金 受給 件数	老齢基礎年金	3,643	4,040	4,414	4,779
	障害基礎年金	65	72	76	83
	遺族基礎年金	34	30	28	32

（出典：市勢要覧）

《基本方針》

社会保障については、制度に対する市民の理解を深め、納付意識の高揚等を図りながら健全運営に努めます。また、低所得者に対しては、経済的な支援とあわせ、自立に向けた生活指導や就労支援を進めます。

〔施策の構成〕

＜社会保障の充実＞

- ・・・生活支援の充実
- ・・・国民健康保険制度の健全運営
- ・・・国民年金制度の周知
- ・・・福祉医療制度の充実

《施策の展開》

①生活支援の充実

生活保護世帯に対しては、その生活実態にあわせて各種の給付を行います。

また、生活の安定と自立を促すため、民生・児童委員等と連携して適切な生活相談、指導を行うとともに、ハローワーク岐阜等の関係機関と連携を図り、就職情報の提供や就職相談の充実に努めます。

②国民健康保険制度の健全運営

被保険者の相互扶助により成り立っている制度への市民の理解を深め、加入意識や納付意識を高めるとともに、納付・徴

収体制の充実を図り、収納率向上に努めます。

また、医療費の適正化に対する意識の高揚にも努め、疾病予防のための健康づくりや健（検）診等の保健活動への参加を促す等、医療費の抑制に努めます。

③国民年金制度の周知

20歳からの新規加入者をはじめ、中途退職者、転入者等についても加入漏れのないよう的確な把握に努めるとともに、無年金者の発生防止に努めます。

また、年金制度の定着を図るため、特別障害者給付金といった新たな制度の周知とあわせた広報活動の実施や、年金相談の充実に努めます。

④福祉医療制度の充実

社会情勢や財政を勘案し、乳幼児に対する医療費助成を随時見直すほか、老人保健法の改正の動き等を考慮しながら、適切な高齢者医療対策を実施していきます。

第2節 健やかに暮らせるまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
健康増進事業	健康教育・意識啓発の推進	＜健康環境課＞ 生涯学習課
保健予防事業	成人・老人保健事業 予防接種事業 歯科保健事業 母子保健事業	＜健康環境課＞
地域医療体制整備事業	地域の統合的な医療施設の設置に向けての取り組みの推進	＜政策推進課＞
	地域医療ネットワークの構築 医療情報提供	＜健康環境課＞
社会保障充実事業	国民健康保険制度の健全運営 国民年金制度の周知	＜市民保険課＞

第4章 希望を育むまちづくり

**地域社会の明日を支える、個性と創造力豊かな人づくり
を進めます**

第1節 未来を担う人づくり

第2節 魅力ある生涯学習

第3節 文化の息づくまちづくり

第4節 輝く人づくり

第4章 希望を育むまちづくり

第1節 未来を担う人づくり

1-1 幼児教育の充実

《現状と課題》

本市における就学前の幼児教育は、公立、私立それぞれ1園ある幼稚園が担っています。このうち、公立幼稚園では、預かり保育や発達の遅れがみられる幼児の保育も実施していますが、就学1年前の幼児のみを入園させているのが現状です。しかし、幼児期における集団生活や生活体験は、成長の過程の基礎として重要な役割を担っており、保護者からは3年保育の実施等、幼稚園運営の一層の拡充が求められています。また、教育内容に関しても、学校教育との連続性確保を基本としながら、幼児が豊かな心と体を育むことができるよう、学習内容や教育体制での充実が求められます。

一方、保育は多様化する社会情勢のなかで必要な施策ではありますが、そのために家庭や地域社会での教育がおろそかになることは避けなければなりません。本市では、生涯学習の子育て講座による支援等、家庭の教育力向上に努めています。今後も、これらの内容を充実し、各家庭での活用を促していくことが必要ですが、地域社会においても、子育てを行うことができるよう、助け合いの仕組みづくりを進める必要があります。

《基本方針》

幼児の心身の健全な発達を促し、多様化している保護者のニーズにも応えられるよう、幼稚園・保育所運営の弾力化や特色ある教育を推進するとともに、家庭、地域それぞれの教育力の向上と連携を促進します。

[施策の構成]

< 幼児教育の充実 >

- …幼児教育体制の充実
- …家庭や地域の教育力の向上
- …特色ある教育の推進

《 施策の展開 》

① 幼児教育体制の充実

子どもの成長過程における幼稚園での集団生活、生活体験の重要性を考慮し、3 年保育を基本とした教育体制の整備を進めます。

また、就学前の教育施策としてのみならず、社会的ニーズに対応できる総合的な幼児対策として展開を図るため、3 年保育とあわせ、幼児保育から就学前教育までを担う幼保一元化を視野に入れた体制整備の検討を進めます。さらに、教育の連続性の点から、幼稚園・保育所と小学校との連携を強化し、情報の共有や合同研修等に努めます。

② 家庭や地域の教育力の向上

幼児期における教育の重要性を普及し、家庭の教育力を向上させるため、広報紙やホームページ、子育てハンドブック等を通じて子育て情報の発信を行うとともに、家庭教育学級等の助言・相談体制の充実に努めます。

また、幼稚園・保育所と地域の接点をより多く設けて、地域で子育てを行う意識の高揚を促し、民生・児童委員と連携した子育て支援の展開等、地域と連携した取り組みを進めます。

③ 特色ある教育の推進

幼児期にふさわしい道徳性や生活習慣が身につくような教育の推進はもちろん、高齢者や ALT をはじめとした様々な人との交流や、水辺の楽校を活かした自然体験等、体験・交流からの学びを大切にしたい心の教育に努めます。

1-2 学校教育の充実

《現状と課題》

いじめや不登校等の問題や、国際化や情報化等の社会情勢の変化への対応が求められるなか、教育改革として、我が国全体の教育の枠組みが大きく見直され、平成 14 年度より、完全学校週 5 日制が導入されているほか、「総合的な学習の時間」等、新学習指導要領に基づく教育が実践されています。

市内には、市立の小学校 7 校及び中学校 3 校が設置されており、児童数や生徒数は、近年、横這いの傾向にあります。しかしながら、本市は、明日の人材を育成する学校教育に特に力を注いでおり、自由に小・中学校を選べる就学区域の弾力化をいち早く導入しているほか、学習内容の面でも、小学校からの一人ひとりに豊かな感性と知的好奇心を育む教育、ALT による英語教育、中学校における情報教育のための特別教室の設置等、様々な取り組みを実施してきました。

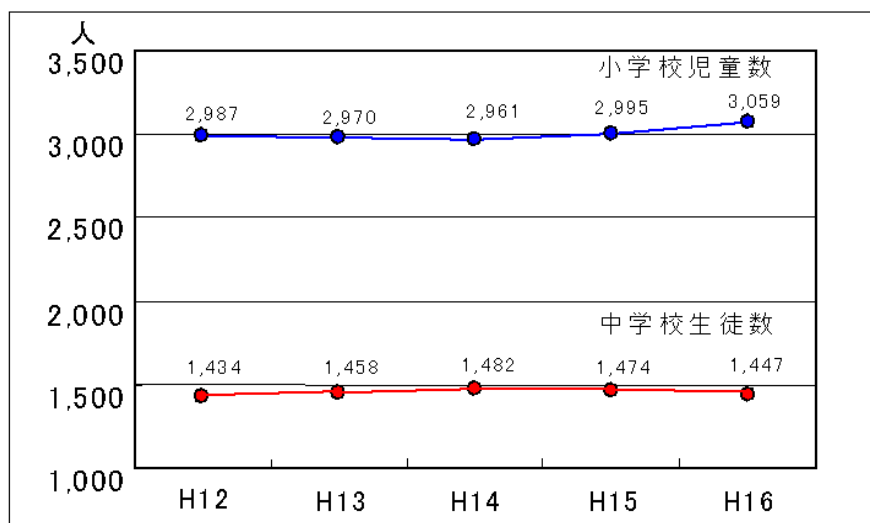
現在も、これらの取り組みとあわせて、各校それぞれの「特色ある学校づくり」を積極的に進めているところです。また、不登校児童・生徒のための適応指導教室の設置や教育相談員の常駐等、子どもや保護者が抱える様々な心の問題等への対応に努めています。

[表 小学校・中学校の現況（平成 17 年 5 月 1 日現在）]

区 分		児童・ 生徒数 (人)	学級数 (組)	教員数 (人)	屋内運動場 延べ面積 (m ²)	蔵書数 (冊)
小 学 校	穂積小学校	838	27	42	1,335	15,337
	本田小学校	539	19	30	918	16,928
	牛牧小学校	582	20	32	947	14,164
	生津小学校	325	13	23	670	9,914
	西小学校	277	13	22	958	9,933
	中小学校	200	8	15	1,002	10,647
	南小学校	380	13	18	823	9,449
	合 計	3,141	113	182	6,653	86,372
中 学 校	穂積中学校	677	20	41	2,573	17,935
	穂積北中学校	364	11	26	1,389	13,169
	巢南中学校	413	13	26	2,022	8,934
	合 計	1,454	44	93	5,984	40,038

（出典：市勢要覧）

[図 児童・生徒数の推移]



(出典：市勢要覧)

健やかで豊かな心と生きる力を備えた児童・生徒の育成に向け、今後もこれらの一層の充実が求められますが、すべての課題が学校だけの対応で解決されるものではありません。特に、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、放課後等における児童・生徒の安全性確保や健全育成は重要になっており、郷土学習や体験学習といった特色ある教育を推進する観点等からも、地域社会との連携を強化していくことが求められます。

教育施設の面では、いずれの学校でも校舎等の老朽化が進んでおり、その対応が急務となっています。また、県内では、岐阜情報ハイウェイを活用して、教育用コンテンツの共有等を行う「学校間総合ネット」への接続が進められており、こうした動きにも対応して、市全体の教育環境の整備を計画的に進める必要があります。なお、学校の施設・設備及び機能については、開かれた学校づくりの側面から、生涯学習の場等として、地域に開放していくことが求められます。

《基本方針》

児童・生徒一人ひとりの個に応じたきめ細やかな教育を実施できるよう、教育指導体制や施設・設備の充実を図ります。また、健やかで豊かな心と生きる力を備えた児童・生徒の育成に向け、特色ある教育課程づくりや、学校、家庭、地域が連携した地域社会全体での取り組みを進めます。

[施策の構成]

< 学校教育の充実 >

- …特色ある学校づくり
- …学校施設・設備の充実
- …教育指導体制の充実
- …児童・生徒の健全育成
- …家庭、地域との連携強化

《 施策の展開 》

① 特色ある学校づくり

時代の変化に対応してたくましく生き抜ける「確かな学力」を備えた児童・生徒の育成事業を推進するとともに、国際理解教育を一層推進するため、ALT の成果がより効果的に得られるようさらに実践していきます。

これにあわせて、小・中学校それぞれ魅力があり、特色ある学校づくりを進めるために、児童・生徒が自ら学び、自ら考える力が身につくような教科の授業研究のほか、道徳教育の充実、国際理解・キャリア・環境・情報教育等の今日的課題に対する研究、体験的な学習や郷土愛を育む教育を進め、各々の特色については実践をまとめ共有を図ります。

② 学校施設・設備の充実

小学校、中学校では、校舎等の施設・設備の老朽化の問題が危惧されているため、対策の緊急度に加え、児童・生徒数の見通し等を勘案しながら、計画的に改修、整備を進めます。また、情報教育の充実を図るため、各学校でのパソコン等の機具・設備の更新や、学校間総合ネット接続に向けたネットワーク網の整備を進めます。

さらに、学校給食共同調理場 2 施設を統合し、統一献立や食の安全を第一とする最新の設備・機能を備えた施設整備を図ります。

③教育指導体制の充実

児童・生徒が確かな学力を備えることができるよう、各種研修を通じて、教職員の意識改革や技能取得及び指導力の向上を進めるとともに、学校提案型少人数指導等、より学習内容が理解しやすい、きめ細やかな指導体制を導入していきます。

また、就学区域の弾力化や地域に開かれた学校づくり等を進める一方で、児童・生徒の安全管理体制の強化を図ります。

さらに、より良い学校運営を全市的に進める観点で、教育課題に関する調査・研究や、教職員の体系的な研修、教育情報の収集・提供、PTA 連合会等の団体との連絡調整等を総括する教育研究所の充実に努めます。

④児童・生徒の健全育成

児童・生徒の様々な不安や悩み事に対処できるよう、スクールカウンセラーの充実を図るとともに、教職員に対して、心の健康に関する指導力向上を図る研修への参加を奨励します。

また、不登校等の児童・生徒に対しては、適応指導教室等の親子を含めた相談事業の展開を図り、適切かつ早期の解決を目指します。

さらに、障害のある児童・生徒に対しては、それぞれの可能性を引き出すきめ細やかな教育とあわせ、障害の程度に応じた施設や環境の整備に努めます。

⑤家庭、地域との連携強化

管理面に十分配慮しながら、学校施設・設備及び機能を地域に開放し、生涯学習の場として有効に活用するなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、学校と家庭、地域との接点をより多く設けて、地域で子育てする意識の高揚を促すとともに、就学区域の弾力化にも対応した児童・生徒の登下校のサポート等、地域社会全体で子どもを見守り、育てる環境づくりを進めます。

2-3 青少年の健全育成

《現状と課題》

近年、犯罪の粗暴化、低年齢化、不登校やいじめ等の青少年による社会問題が顕著化するなか、心身ともに成長の過程にある青少年の健全育成が、まちづくりにおける重要な要素として挙げられるようになっていきます。

本市では、地域の豊かな人材を活かし、瑞穂総合クラブにおいて青少年向けの各種講座を開催しているほか、子ども会やスポーツ少年団等の各種団体を支援し、規律ある団体交流活動を通じて青少年の健全育成に努めています。青少年の健全育成にあたっては、子ども一人ひとりが社会のなかで学習・体験し、社会の一員としての自覚や思いやりの心を養うことが重要であり、今後もこのような取り組みを充実して、青少年の地域社会での活躍機会を拡充していくことが求められます。

また、家庭や学校ばかりではなく、地域社会全体でその成長を支えることが重要であり、本市においては、平成 16 年度に設置した青少年育成市民会議を中心として、家庭、学校、地域社会、関係機関等の様々な主体が連携した組織的な活動の展開が期待されています。

《基本方針》

瑞穂市社会教育の方針である「1 学習・1 スポーツ・1 奉仕」を目指し、青少年と地域社会の交流機会を拡充するとともに、家庭、学校、地域等が一体となり、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組めます。

〔施策の構成〕

＜青少年の健全育成＞

- …青少年指導・相談体制の充実
- …各種講座の充実
- …青少年の社会参加の促進

《施策の展開》

①青少年指導・相談体制の充実

県青少年 SOS センター等と連携しながら、青少年や保護者の相談体制を充実し、いじめや非行等の青少年を取り巻く様々な問題への対応を図ります。

また、青少年育成市民会議を中心として、家庭、学校、地域等の連携体制を強化し、地域における青少年育成推進員の資質向上も図りながら、有害環境の浄化や非行防止活動等、健全な社会環境づくりに向けた地域ぐるみの活動を展開します。

②各種講座の充実

家庭は青少年の人間性を育む基本であるため、親を対象とした家庭教育学級等を通じ、家庭教育の必要性を啓発するとともに、豊かな家庭づくりが進められるよう、瑞穂総合クラブ等の親と子がふれあい、学習できる機会の拡充に努めます。

なお、瑞穂総合クラブについては、より多様なジャンルの講座を開設し、ユニークな学習方法を取り入れるため、専門的知識や技能を持つ指導者の育成・確保に努めます。

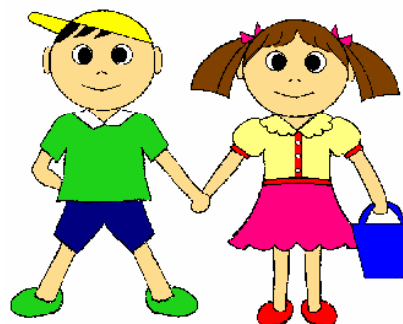
③青少年の社会参加の促進

青少年が社会体験等を通じて社会性を身につけ、自立心や思いやりの心を養うことができるよう、地域とのふれあいやボランティア活動の情報、相談窓口の紹介等、幅広い情報提供を行い、積極的な参加を促します。

また、子ども会等の社会教育関連団体の活動を支援し、青少年が気軽に参加できる活動を促すとともに、青少年活動を担う指導者やジュニアリーダー等を発掘・育成します。

第1節 未来を担う人づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
特色ある開かれた学校づくり事業（魅力ある学校づくり事業）	学力向上 心の教育、国際理解教育、情報教育等の特色ある教育の推進	＜学校教育課＞
3年保育の幼稚園設置推進事業	3年保育の幼稚園設置推進 等	＜学校教育課＞
学校施設設備整備事業	穂積小学校大規模改修工事 南小学校校舎増築工事 牛牧小学校校舎増築工事 穂積北中学校大規模改修工事 穂積中学校校舎新築工事	＜教育総務課＞
学校給食共同調理場新築	給食センターの新築	＜教育総務課＞
就学区域の弾力化推進事業	就学区域の弾力化の推進	＜学校教育課＞
小学校における英語学習推進事業	小学校における英語学習の推進 等	＜学校教育課＞
教育研究所充実事業	教育研究所の充実、健全な運営	＜学校教育課＞
学力向上アクションプラン推進事業	「確かな学力」を備えた児童・生徒の育成	＜学校教育課＞
青少年育成推進事業	地域活動への参加、相談・指導体制の充実、家庭・学校との連携	＜生涯学習課＞



第2節 魅力ある生涯学習

2-1 生涯学習

《現状と課題》

近年、人々の価値観や生活意識は「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになっており、生涯を通じて自ら学習し続けたい、という意欲を持つ人々が増えています。

こうしたなか、本市では、総合センター、市民センター、美南公民館、図書館等の学習の場を整備するとともに、高齢者を対象に瑞穂大学寿学部を、成人女性を対象に瑞穂大学女性学部を開講し、毎年20回程の講義を開いています。

また、200名以上の指導者を有し、市内の小中学生を対象に展開している「瑞穂総合クラブ」をはじめとして、各種文化講座・スポーツ教室を開設するなど、市民に対して多様な学習機会の提供に努めています。生涯学習については、自分の意志で自由に選択でき、いつでも、誰でも、気軽に参加できることが重要であり、市としては、今後も、常に市民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、講座内容の充実や施設・設備の充実、学習情報の提供等を進める必要があります。

一方、本市では、文化協会、体育協会等の生涯学習関連団体が数多く組織されているほか、地域においても、自治会や社会教育推進員を中心とした校区活動委員会が組織され、市民主体の交流活動が活発に行われています。生涯学習活動をより効果的に進めるためには、活動を支える人や組織の役割が非常に重要であり、このような各種団体の支援とともに、団体間の連携の促進や、指導者の育成・確保等、総合的な視点で生涯学習推進体制を充実させていくことが求められます。

[表 生涯学習の講座状況（平成17年度）]

講座名	
○瑞穂大学 （寿学部、女性学部、脳力活性学部）	○生涯学習講座 （手作り絵本、ハーブ教室、健康体操、彩生講座）
○瑞穂総合クラブ （キッズイングリッシュ、書道、クッキング、手話、茶道、太鼓、生け花、あそびっこ、バスケ、テニス、弓道、柔道、すもう、ミニテニス、よさこいおどり等）	○パソコン講習 ○吹きガラス教室 ○家庭教育学級 ○父親教室 ○生活学校 等……

（出典：市HP）

[表 生涯学習関連団体の状況（平成16年度）]

区 分	関係団体数
文化協会	69
文化系クラブ・サークル	199
子ども会	93
スポーツ教室	5
スポーツ少年団	28
体育協会	25
体育系クラブ・サークル	265

（出典：市勢要覧）

《基本方針》

瑞穂市社会教育の方針である「1 学習・1 スポーツ・1 奉仕」を目指し、市民の生涯学習への参加を促すため、地域の人材を活かした多様で特色のある講座づくりや、利用しやすい学習の場づくりを進めます。

[施策の構成]

＜生涯学習＞

- …学習・活動内容の充実
- …生涯学習推進体制の充実
- …指導者の確保と登録・活用
- …施設・設備の充実

《施策の展開》

①学習・活動内容の充実

子どもから高齢者まで、幅広い市民の学習要望に応えられるよう、瑞穂総合クラブをはじめとした、既存の学習講座について、適宜、内容の更新や開催回数の充実を図るとともに、近隣市町と連携した広域圏での講座開催等、多様で特色ある学習機会づくりに努めます。

また、芸術文化活動を活性化するため、優れた芸術文化の展覧会や講演の招致を進めるとともに、地域での活動の企画、運営を促進します。

②生涯学習推進体制の充実

生涯学習への市民参加を促進するため、広報紙や各種施設の窓口等を通じて、講座内容や活動内容をPRします。

また、自治会や社会教育推進員を中心とした校区活動委員会等に対して、情報提供や人材育成等の支援を行うとともに、それぞれの活動の連携・協力を促すなど、市全体で学習活動に取り組める体制を充実します。

③指導者の確保と登録・活用

教育分野の関係者のみならず、様々な分野の専門的な経験・知識を持つ人材やボランティアを発掘し、育成や登録を通じて生涯学習の指導者としての積極的な活用を図ります。

特に、福祉施策と連携して、地域の元気な高齢者を登用し、地域社会の指導者、知恵袋としての積極的な活用を図ります。

④施設・設備の充実

総合センター、市民センター及び巣南公民館等の市を代表する生涯学習施設については、指導、助言、相談できる人材の配置等により、市民による自主事業を促すとともに、近隣市町との相互開放を検討しながら、有効活用を進めます。

また、地域に密着したコミュニティセンターの新設や既存施設の改修を行うほか、図書館との連携による公共施設内での図書スペース確保を検討します。なお、これらの施設では、施設が持つ機能や特色を生かした学習の場となるよう、地域による主体的な管理運営を促します。

さらに、学校の施設・設備及び機能についても、地域に開放し、生涯学習の場としての有効活用を進めます。



2-2 生涯スポーツ

《現状と課題》

スポーツ活動は、健康の維持増進のみならず、精神的な充足等、心身に働きかけるものであり、生きがいのある人生を送るうえで大きな意義があると考えられます。

本市では、教育委員会主催による各種のスポーツ教室を開催しているほか、市内にはスポーツ少年団が 28 団体、体育協会に属する競技団体が 25 団体組織され、これらを中心として自主的な競技スポーツ・生涯スポーツ活動が展開されています。スポーツ施設としては、市民センター内に体育施設があるほか、河川沿いのグラウンドやテニスコートを備え、学校の施設・設備についても地域への開放に努めています。

しかし、市民のスポーツに対するニーズは多様化しているほか、参加地域や参加者の固定化といった問題も懸念され、スポーツに対する意識の高揚とともに、「いつでも、どこでも、誰もが、生涯にわたって」気軽にスポーツ活動が行えるよう、施設面や企画・運営面での一層の充実が求められています。

体制面に関しては、特に、国の「スポーツ振興計画」でも掲げられているように、総合型地域スポーツクラブの育成が重要な課題です。総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで誰もが参加できる、地域に密着したスポーツクラブのことをいい、地域住民も自主的、主体的に運営に参加する形態が望ましいとされています。本市でも、「瑞穂総合クラブ」として既に運営を開始していますが、指導者の育成・確保や講座内容の充実及び参加者の年齢層を広げる等、更に質の高いクラブへの育成に向けての取り組みが必要です。

《基本方針》

瑞穂市社会教育の方針である「1 学習・1 スポーツ・1 奉仕」を目指し、市民のスポーツに対する意識の高揚とあわせて、身近な体育施設の整備や地域に密着したスポーツ組織の育成を進めます。

〔施策の構成〕

＜生涯スポーツ＞

- …スポーツ活動の普及、促進
- …スポーツ施設の充実
- …スポーツ振興組織の育成

《施策の展開》

①スポーツ活動の普及、促進

スポーツや健康づくりに関する様々な情報の収集・提供を行い、市民のスポーツに対する関心の向上を促します。あわせて、体育協会等と連携し、スポーツ教室やスポーツ大会を充実するとともに、スポーツ施設の利用手続の簡素化・高度情報化を図る等、参加機会の拡充に努めます。

さらに、市独自のストレッチであるみずほ体操や軽スポーツのゲートゴルフの普及、競技水準の高いスポーツを観る機会の確保にも努め、スポーツの裾野や競技人口の拡大を目指します。

②スポーツ施設の充実

全市的な行事を行えるスポーツ拠点施設の整備を進めます。

また、生涯スポーツや子どもの自由なスポーツ遊びのための身近な運動施設の充実を図るとともに、学校体育施設についても有効に活用し、必要な条件整備のもとで地域に開放します。

③スポーツ振興組織の育成

スポーツ少年団等の各種団体の活動を支援するとともに、体育協会を中心とした相互連携を働きかけ、一体的な推進体制のもとでの幅広いスポーツニーズへの対応を図ります。

また、瑞穂総合クラブについては、より多くの市民が親しみ、活用できる総合型地域スポーツクラブとして育成を図るため、指導者の確保によるスポーツメニューの多種目化や多世代化を目指します。また、運動施設の整備とあわせた活動拠点の拡充及び管理運営体制の充実等について、検討を進めます。

第2節 魅力ある生涯学習 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
生涯学習推進体制整備事業	推進体制の確立 各種講座の充実及び情報提供 指導者・講師の育成	＜生涯学習課＞
生涯学習施設整備事業	生涯学習拠点施設整備 公共施設での図書スペースの確保等	＜生涯学習課＞
市民文化振興事業	文化協会等の自主運営推進 サークル活動支援	＜生涯学習課＞
市民スポーツ振興事業	体育協会等の自主運営化推進 サークル活動支援	＜生涯学習課＞
体育・文化施設整備事業	公民館、総合体育館等の整備	＜生涯学習課＞
総合型地域スポーツクラブ設立推進事業	総合型地域スポーツクラブ設立の推進	＜生涯学習課＞
地域コミュニティ推進事業	校区活動事業への補助金の交付等 自主運営の推進及び支援	＜生涯学習課＞
総合的な高齢者対策事業 (再掲)	生きがいづくり事業	＜生涯学習課＞
都市公園整備事業 (再掲)	天王川スポーツ公園、多目的広場の整備	＜都市開発課＞ 生涯学習課



第3節 文化の息づくまちづくり

3-1 歴史・文化の継承

《現状と課題》

文化財は、過去から受け継いだ貴重なまちの個性として、次世代に伝えていく必要があります。本市には、県指定、市指定をあわせて 63 の指定文化財がありますが、特筆すべきは、江戸時代の五街道の一つで、江戸と京都を結んでいた中山道が通っていることであり、美江寺城跡をはじめ、宿場町として栄えた歴史を物語る史跡・名勝が数多く残っています。これらの文化財については、美江寺宿場まつりにみられるように、保存会等により保存活動が行われているものがありますが、今後も、美江寺観音狸々ばやしや宮田雅楽等の伝統芸能や技術等を含め、本市の歴史性・文化性を表す貴重な資源を保存し、後世に受け継いでいけるよう、保存・管理体制の充実を進める必要があります。

一方、これらの地域資源については、歴史・伝統という側面だけでなく、人々が訪れる観光資源としての側面があります。既にホームページやガイドマップ等を通じて普及を図っていますが、今後も、地域や関係機関の理解・協力を得ながら、PR に向けた環境整備や体制の充実を進める必要があります。

《基本方針》

郷土の歴史に対する市民の意識を高め、後継者の育成を行いながら、文化財の保存・継承に努めます。また、豊かな歴史をまちの個性、観光資源として積極的に活かすため、より広域的な視点での普及活動と周辺環境整備に努めます。

〔施策の構成〕

<歴史・文化の継承>

- …文化財の保護・指定
- …歴史認識の普及

《施策の展開》

①文化財の保護・指定

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財等についても適宜、発掘調査や研究に努め、重要なものについては指定による保護を図ります。特に、五六川下流部に設置されている牛牧閘門は、18世紀に建設された歴史ある土木遺産であり、治水対策との整合性に留意しながら、保全・活用に関する検討を行います。

また、地域に残る伝統芸能や技術、祭りについても、後継者の育成や保存に対する支援を行い、後世への継承に努めます。

②歴史認識の普及

まちの歴史の再認識を図り、地域への愛着を育むため、学校教育において郷土学習の時間を設けるとともに、生涯学習の場において地域の歴史や文化財を学ぶ講座の充実に努めます。

また、文化財に関する情報をホームページ等により提供し、必要に応じて顕彰板の充実や更新を図る等、文化財の保護・顕彰と普及に努めます。特に、中山道に関しては、その豊かな歴史性・文化性を守り、観光振興に活かすため、保存会によるイベント活動を支援するとともに、周辺市町と連携し、統一感のある案内板や文化財の顕彰板の設置を充実するなど、街道を一体的に捉えたPRに努めます。

第3節 文化の息づくまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
文化財保護事業	文化財保護活動の推進 祭り、イベントの支援	＜生涯学習課＞
市民文化振興事業（再掲）	文化協会等の自主運営推進 サークル活動支援	＜生涯学習課＞

第4節 輝く人づくり

4-1 国際交流の推進

《現状と課題》

近年の情報化の進展等を背景として、日常生活のなかで、国境を意識する場面が徐々に少なくなりつつあります。

本市においても、平成17年3月現在で1,653人、1,146世帯もの外国人が暮らしており、スポーツ少年団、スポーツ系サークル等にも外国人が参加するなど、日常生活のなかで外国人と関わる機会が増えています。こうしたなか、本市においては、小・中学校においてALTを配置するとともに、生涯学習の場においても中国語教室や英会話教室等の講座を開設するなど、国際感覚や国際認識を育む取り組みに努めています。一方で、国際交流ボランティアが教育ホームステイの一部引き受けを実施するなど、地域が主体となった国際交流活動の動きもみられます。

世界的に幅広い交流が進むなか、今後も地域や個人レベルで、外国人と関わり合う機会が増大していくことが予想されており、市としては、異なる文化や習慣を理解し、それらの人々と共に活動できる人づくりを進めるとともに、ボランティアの支援等を通じて、国際交流、国際協力を一層進める必要があります。また、外国人居住者の増大が予想されるなか、外国人の視点に立った受け入れ体制づくりを進めることも求められます。

〔表 外国人登録人口の推移〕

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
男性(人)	382	501	617	678	711
女性(人)	540	664	759	921	942
合計(人)	922	1,165	1,376	1,599	1,653

(出典：市勢要覧)

《基本方針》

ボランティア等と連携した活発な国際交流、国際協力活動を進めるとともに、外国語教育による国際社会にふさわしい人づくりや、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

[施策の構成]

< 国際交流の推進 >

- …国際的な人づくり
- …国際交流の促進
- …外国人受け入れ体制の充実

《 施策の展開 》

① 国際的な人づくり

現在の ALT を継続配置するとともに、市内の先進校等の取り組みを踏まえて、外国児童生徒との交流活動や英語教育を充実するなど、学校教育における国際的な人づくりを強化します。

また、生涯学習の場において、海外居住経験者を講師として迎え、外国文化の理解や外国語習得の講座を充実するなど、市民の国際感覚や国際認識を育む取り組みに努めます。

② 国際交流の促進

引き続き、国際交流ボランティアの活動を支援し、外国人の市内受け入れや、海外への青少年派遣等の国際交流、国際協力活動の活性化を促します。

また、市民レベルの国際交流が進むよう、地域の外国人との交流会や、外国人を対象とした日本・地域の文化を紹介するイベントの開催等、お互いの文化や習慣への理解を促す機会の拡充に努めます。

③ 外国人受け入れ体制の充実

在住外国人の日常生活を支援するため、実態を把握したうえで、外国語による生活ガイドブックの作成や生活相談体制の充実を図るとともに、ボランティアや地域への応援要請に努めます。

また、道路標識や公共施設等の案内表示を他国語で併記するなど、本市に訪れる外国人を含め、本市での移動・行動が安心して行えるよう必要な環境整備に努めます。

4-2 人権尊重と男女共同参画

《現状と課題》

人権とは、誰からも侵されることのない基本的な権利ですが、いじめ等の子どもの人権問題、障害者や外国人等に対する差別問題といった様々な人権侵害の問題が残されています。こうしたなか、市民の一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、お互いを尊重できるよう、学校や家庭、地域社会等が連携しながら、人権教育を進める必要があります。

また、近年、女性の社会進出は着実に進んでいますが、依然として男女の固定的な役割意識が根強く、地域社会や職場等で不平等感が残されていることが多くあります。このような文化的・社会的に形成された性別はジェンダーと言って、女性の社会進出を妨げる要因とされており、ジェンダーにとらわれない意識づくりとともに、女性が多様な生き方を選択し、積極的に社会参加できるような条件整備が求められています。

さらに、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント等が社会問題として大きく取りあげられています。平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されており、これとあわせて、女性のための相談・カウンセリング体制の充実を図ることが求められます。

《基本方針》

様々な機会を通じて人権教育を進め、いじめや差別のない社会づくりに努めます。また、男女が互いに尊重し合い、等しく参画できるよう、男女共同参画プランの策定やこれに基づく社会環境の整備に努めます。

〔施策の構成〕

＜人権尊重と男女共同参画＞

- …人権教育の推進
- …人権擁護の体制づくり
- …女性の社会参画の促進

《施策の展開》

①人権教育の推進

児童・生徒に人権問題を正しく理解させるため、学校教育における人権教育を発達段階に応じて効果的に進めます。

また、生涯学習の場や職場等、様々な機会を通じて人権を尊重する教育や啓発活動を進め、性別や身体特性等に基づく差別・偏見のない社会の実現を目指します。特に、市職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者、教職員等、人権に関わりの深い仕事の従事者に対して、取り組みの強化に努めます。

②人権擁護の体制づくり

様々な人権問題に対応するため、社会福祉協議会や人権擁護員と連携しながら相談体制の充実を図ります。

また、近年、社会問題となっているドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントについても、重大な人権侵害であるとの認識に立ち、専門家や専門機関との連携のもと、相談・カウンセリング体制づくりに努めます。

③女性の社会参画の促進

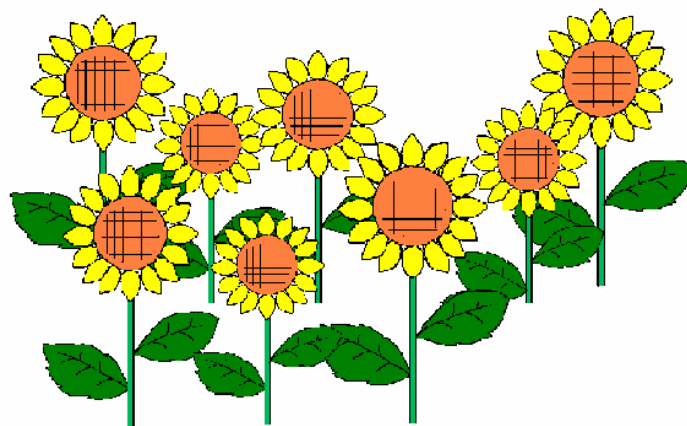
あらゆる機会を通じた男女共同参画教育とあわせて、行政の委員会等における女性の積極的な登用や、地域社会における女性リーダーの育成等を進め、市民の意識改革を促します。

また、女性が多様な生き方を選択できる条件整備として、雇用等の分野における男女の均等な機会や待遇の確保を促すとともに、子育てや介護に係る女性の負担を軽減するための各種福祉サービスの充実、能力開発の機会拡充等に努めます。

なお、このような取り組みを進めるにあたっては、男女の新しい協力関係を構築する指針となる「男女共同参画プラン」の策定を目指します。

第4節 輝く人づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
国際交流推進事業	国際交流の推進、生活ガイドブックの作成 等	＜秘書広報課＞
魅力ある学校づくり事業 (再掲)	国際理解教育の推進	＜学校教育課＞
男女共同参画推進事業	男女共同参画プランの策定 男女平等の意識啓発推進 相談体制の充実	＜総務課＞ 児童高齢福祉課 学校教育課



第5章 活気あふれるまちづくり

**産業の育成と企業誘致を図り、活気あふれるまちづくり
を進めます**

第1節 農業

第2節 商工業

第3節 雇用・就業支援

第4節 観光・交流産業

第5章 活気あふれるまちづくり

第1節 農業

1-1 農業の振興

《現状と課題》

農業を取り巻く全国的な問題として、営農者の高齢化や後継者の不足がありますが、規制緩和の進行もあり、世界的な競争のなかで、農業経営は一層厳しい状況になることが予想されます。

本市では、多くの河川が流れ、平坦地が広がる地勢を活かし、古くから稲作が行われてきました。その後、お蚕祭の起源となる養蚕や富有柿、すなみ柿が生産されるようになり、現在では、サボテンやバラ等の花き類の生産も盛んで、農業粗生産額全体の約46%を占めるに至っています。しかし、全般に経営面積が小規模であるほか、農家数の減少や高齢化、後継者不足といった状況が続いており、さらにこれらに伴う耕作放棄地の増加といった問題も表面化しています。

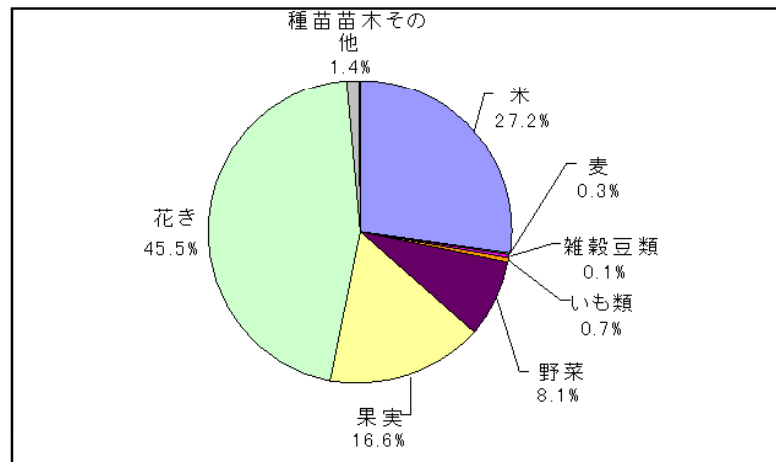
こうしたなか、本市の農業が今後も地域社会・経済を支える基幹産業として維持・発展していくためには、意欲的な担い手の育成・確保はもとより、認定農業者への農地の集約化や受委託組織の連携強化等、より効率的で合理的な生産体制を構築することが必要です。また、安全・安心で健康に良い農産物や顔の見える農産物への要望、都市近郊の特性を活かした観光型農業への要望といった消費者等のニーズを的確に把握しながら、魅力ある農業を展開することも求められます。さらに、農地は、食料生産といった役割に加え、国土保全や環境保全等の多面的な役割が求められています。このような視点から、農業への理解を深める取り組みや、農地の保全・整備を進めていく必要があります。

[表 農家数の推移]

区 分	農家総数	専業農家	兼業農家		自給的農家
			第1種	第2種	
平成2年(戸)	1,656	56	48	1,150	402
平成7年(戸)	1,517	58	69	1,002	388
平成12年(戸)	1,434	81	33	920	400

(出典：農業センサス)

[図 農業産出額の状況（平成15年）]



（出典：岐阜農林水産統計年報）

《基本方針》

農業経営の合理化と安定化を目指し、優良農地の確保や意欲のある営農者・受委託組織の支援・育成を進めるとともに、消費者のニーズに対応した魅力的な農業展開を進めます。また、農地の多面的な役割を発揮する観点から、適切な保全・活用に努めます。

〔施策の構成〕

＜農業の振興＞

- …農業基盤の整備
- …生産体制の充実
- …多角的展開の推進
- …農家と市民の共存

《施策の展開》

①農業基盤の整備

農業地域とその他地域の区分を明確化し、優良農地の保全を図るとともに、農作業の効率化に向けた取り組みを進めます。特に、西浦地区や天王川地区等の基盤が未整備な農地については、関係機関との連携を図りながら、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業等による土地改良を計画的に進め、良好な営農条件を備えた農地を確保します。

一方、耕作放棄地等の遊休農地については、農業委員会等と連携して所有者に対する適切な指導を行い、担い手への農地の集積化等、荒廃化の防止と有効利用を促します。

②生産体制の充実

市農業振興会や営農組合等の活動を支援し、組織の強化を図るとともに、施設園芸や柿の収穫活動等における連携に向けた取り組みを促し、効率的で合理的な営農体制の構築に努めます。

また、水田農業担い手連絡協議会等の関係団体と連携して、経営指導や技術指導を展開し、社会情勢に応じた経営感覚を持った認定農業者の確保及び農業後継者の育成に努めます。一方、高齢農業者についても、技術や能力に応じて地域農業における役割分担を進め、生きがいを持って農業に取り組める環境づくりに努めます。

③多角的展開の推進

農薬・化学肥料の使用量を削減したぎふクリーン農業を推進し、「安全・安心で健康に良い農産物」の提供に努めます。

また、富有柿、花き等の地域特産品の生産力向上に加え、農業加工品等の新たな特産品開発を支援し、地域の特色を活かした農業としてPRを進めます。

さらに、地域に密着した朝市活動とあわせて、農産物販売所の拡充を図り、「生産者の顔が見える農産物」を求める消費者の期待に応えるとともに、市民に地場の特産品・農作物の良さを知ってもらい、地域での消費を促進します。

④農家と市民の共存

耕作放棄地等を活用した市民農園の開設を継続し、市民のふれあいの場、都市住民の憩いの場としての活用を進めるとともに、既に開設されている3箇所の農園についても、一層の利用促進に向けて、周辺環境整備を進めます。

また、このような取り組みとあわせ、地域の農作物を活かした学校給食や小学校での体験農業、地域子ども会等の食農・食育活動を通して、多くの人が農業を身近に感じ、理解を深めることができる体制づくりに努めます。

第1節 農業 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
農業基盤整備事業	天王川土地改良事業 西浦地区農村総合整備統合補助事業 その他農業施設改良事業 かんがい排水事業 排水機・排水路の整備	<産業経済課>
農家・営農組織活性化事業	担い手の育成・確保 集落営農の推進 認定農業者の育成 農地の利用集積・経営基盤の強化	<産業経済課>
特産品開発・PR支援事業	新たな農業加工品の開発支援 地場農作物のPR・販売促進 地産地消の推進	<産業経済課>
市民農園開設事業	耕作放棄地活用等による貸し農園の促進	<産業経済課>
農業公園開設事業	農園等を備えた地元農産物販売所の整備	<産業経済課>



第2節 商工業

2-1 商業の振興

《現状と課題》

商業立地の全国的な傾向として、比較的地価の安い郊外での大規模商業施設の立地が進んでいます。また、モータリゼーションの進展による人々の生活圏の広域化に伴って、こうした郊外型店舗への購買流出が進んでおり、結果として、駅前や市街地中心部での旧来からの商店街が沈滞化する傾向にあります。

本市においても、JR 穂積駅や美江寺地区等で商業の立地がみられますが、主要地方道北方多度線沿道や隣接市町等において大規模商業施設が集積立地しており、その影響等から、商店数は減少の傾向にあります。また、犀川土地区画整理事業地区において、新たに店舗が開店したこともあり、大規模商業施設に依存する傾向が一層強まることが予想されます。

しかしながら、旧来の商店街については、地域づくりの面で重要な役割を果たしており、自動車を利用できない高齢者や子どもの利用のためにも必要です。このため、経営改善の支援はもとより、様々な視点からの環境整備による、地域商業の活性化が求められています。一方、大規模商業施設についても、まさに新たな賑わいをもたらす効果があるため、立地環境を整えながら、新たな施設の誘致を検討していくことが必要です。

[表 商業の状況]

区 分	商店数			従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
	総数	小売業	卸売業		
平成 9 年	413	360	53	2,543	72,432
平成 11 年	437	359	78	2,979	76,646
平成 14 年	421	337	84	3,038	71,982
平成 16 年	420	332	88	2,868	72,653

(出典：商業統計調査)

《基本方針》

地域の特色を活かして商店街の振興を図るとともに、商工会活動を支援し、既存商業に対する活性化対策に努めます。また、まさに新たな賑わいをもたらす商業施設の積極的な誘致と適正な誘導に努めます。

[施策の構成]

< 商業の振興 >

- …商業活動の活性化
- …既存商店街の活性化
- …適正な商業機能誘導

《 施策の展開 》

① 商業活動の活性化

商工会を通じ、個別商店における経営の効率化やコスト削減等、経営体質の改善を促進するとともに、融資や助成制度、研修や交流活動等の各種支援の充実を図り、商店後継者の育成・確保に努めます。

また、地域が主体となったイベント活動や商工会活動に対する助成を行い、地域に根ざした商業活動の活性化に努めます。

② 既存商店街の活性化

旧来からの商店街が沈滞化することは、まちの活性化の面や個性ある地域づくりの面等から深刻な問題といえます。

このため、駅利用者の利便性向上、福祉施策や観光施策との連携といった様々な視点を考慮しながら、必要な都市基盤整備や、土地利用計画に基づく適正な機能集積、地域の歴史や文化を活かした賑わいの仕掛けづくり等に努めます。

③ 適正な商業機能誘導

JR 東海道本線、国道 21 号、主要地方道北方多度線等が通る交通の利便性を積極的に活用し、まちに新たな賑わいをもたらす商業施設の誘致を進めます。

なお、主要地方道岐阜県南大野線については、沿道での開発の進行が予想されるため、不適切な施設が立地しないよう、準都市計画区域等の開発行為をコントロールする方策の検討を行います。また、商業施設の立地に際しては、周辺環境への影響に配慮し、適正規模の駐車場等が確保されるよう、適切に指導します。

2-2 工業・新規産業の振興

《現状と課題》

近年、我が国の発展を支えてきた製造業の成長は、頭打ちの傾向にあるとみられ、情報先端産業や研究開発機能を有する産業の成長がみられます。

本市の工業については、中小規模の事業所が中心であり、これまでも融資・助成制度に関する情報提供や経営指導等、既存企業の支援を行ってきましたが、景気の低迷を受け、事業所数や従業者数は減少傾向にあります。また、市内には、田之上、宮田、重里、十七条、十八条の5箇所で工業地を確保し、企業誘致を進めてきましたが、十七条及び田之上地区ではまだ用地に空きがあります。

一方で、本市の南部に隣接する大垣市においては、県が推進する情報化構想の拠点のひとつであるソフトピアジャパンがあり、情報先端産業の集積立地が進んでいるほか、本市西部に隣接する大野町・神戸町においても、東海環状自動車道インターチェンジの設置が計画されるなど、本市は、工業振興に必要な要素に恵まれています。工業は、市民の雇用や税収をはじめとする経済波及効果等、まちの活力を支える重要な役割を果たしており、このような恵まれた条件を活かしながら、企業誘致や新しい企業の育成、既存企業の活発な事業活動を促していくことが必要です。

また、地域経済の活性化を目指すうえでは、既存産業の高度化・高付加価値化はもちろん、今後、成長が期待される環境、福祉、観光等の分野に関連した新しい産業の創造・育成に取り組んでいくことも求められます。

[表 工業の状況]

区 分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成9年	317	5,021	100,916
平成11年	299	4,644	85,174
平成14年	258	4,352	72,151
平成15年	244	4,412	76,821

(出典：工業統計)

《基本方針》

既存企業における経営の合理化や近代化を促進するとともに、地域の特性や社会情勢に応じた新しい企業の誘致及び起業への支援・指導に努めます。

〔施策の構成〕

＜工業・新規産業の振興＞

- …既存企業の活性化
- …企業の誘致と適正立地
- …新しい産業の創造

《施策の展開》

①既存企業の活性化

大部分を占める小規模な事業所に対しては、商工会を中心として、厳しい経済環境の変化に対応するための経営指導・相談体制の充実を図ります。

また、企業導入に伴う支援措置の継続、国や県の融資・助成制度の活用等、各種支援を図り、経営の合理化と設備の近代化を促進します。

②企業の誘致と適正立地

雇用の場を確保し、地域の活力向上を図るため、空きのある工業地での企業誘致を進めるとともに、長期的な視野に立ち、（仮称）大野・神戸インターチェンジ設置による影響等を勘案しながら、工業適地の計画的な確保に努めます。

企業誘致については、特に、環境に配慮した企業や情報関連の企業等、社会情勢に応じた優良企業及び小規模でも将来性の高い企業の誘致を図り、特徴ある工業振興に努めます。

また、現在の工業地については、工業以外の建築物の混在が生じないようなルールづくりについて検討します。

③新しい産業の創造

環境、福祉、観光、情報等の生活文化関連分野における自立的なコミュニティビジネス等については、関係機関と連携しながら起業への支援・指導を行い、21世紀のライフスタイルにあった新たな産業として育成に努めます。

また、既存企業においては、異業種間交流を促進し、技術・経営手法の連携による新製品の開発や新事業の展開を促進します。

第2節 商工業 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
商工会支援事業	商工会の各種活動の支援	＜産業経済課＞
中小企業活性化支援事業	各種融資制度の活用	＜産業経済課＞
企業誘致推進事業	優良企業誘致 立地の適正誘導	＜産業経済課＞ 政策推進課



第3節 雇用・就業支援

3-1 雇用・就業支援

《現状と課題》

長引く景気の低迷により、就業のあり方や、終身雇用制度等の従来からの雇用のあり方及び転職や就業そのものに対する意識が大きく変化しています。特に、近年は、定職の無いフリーターに加えて、就業せず就職活動も行わないニートと呼ばれる若者も増加し、大きな社会問題となっています。

本市においても、雇用・就業の状況は厳しいものがあり、完全失業者数や、労働力人口に対する失業率は、平成7年から12年にかけて増加傾向にあります。このため、若者を含めて、働く意欲の向上を促すとともに、高齢者、障害者及び女性の雇用対策、創業・起業家への支援とあわせ、様々な就業支援を進めることが必要です。また、岐阜市や大垣市に隣接する本市では、約63%の就業者が本市以外の市町に勤めに出ている状況にあり、若者に魅力のある雇用の場の確保とあわせ、市内で働ける環境づくりを進めることも必要です。さらに、勤労形態が変化するなかで、すべての就業者が健康で快適に働けるよう、労働環境の改善を促していくことも求められます。

[表 失業者の状況]

区 分	平成2年	平成7年	平成12年
完全失業者数(人)	445	797	1,015
労働力人口に対する失業率(%)	2.2	3.4	4.1
労働力人口(人)	20,472	23,447	24,746

(出典：国勢調査)

《基本方針》

企業誘致とあわせて、雇用情報の提供や相談体制の充実を図り、雇用の安定化に努めます。また、市内に居住する就業者の安定した生活を確保するため、労働環境の改善や生活環境の整備を進めます。

〔施策の構成〕

＜雇用・就業支援＞

- ・・・雇用対策の充実
- ・・・勤労者福祉の充実

《施策の展開》

①雇用対策の充実

国や県、関係機関との連携を強化し、各種メディアを活用しながら雇用情報の提供を図るほか、新たな企業誘致とあわせて、地元雇用を促進するよう協力を要請します。

また、すべての人が自分の能力を活かしながら就業できるよう、関係機関との連携のもと、高齢者や障害者、女性等の就職相談体制の充実を図るとともに、労働需要の多様化・専門化に対応した就業訓練を支援します。

②勤労者福祉の充実

事業所に対して福利厚生の実施を促進するとともに、融資・助成制度や相談体制の充実、さらには必要な生活環境の整備を図り、市内勤労者の安定した生活の確保に努めます。

また、社会的な問題となっているニート、フリーターの増加等の勤労・労働問題については、若者や勤労者の正しい認識や意識啓発を図るための各種講座の開催や、学校や家庭等と連携したきめ細やかな対策により、解消に努めます。

第3節 雇用・就業支援 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
雇用対策事業	雇用情報の提供 技術習得の支援	＜産業経済課＞

第4節 観光・交流産業

4-1 観光・交流産業の振興

《現状と課題》

余暇時間の増大や交通機関の発達等を背景として、人々の交流活動は増加し、広域化しています。また、地方が主体となった個性ある地域社会づくりが進むなか、観光地としても、全国一律のリゾート開発型ではなく、地域資源を活かした取り組みが求められるようになっていきます。

本市には、中山道や美江寺城跡、小簾紅園、牛牧閘門等の歴史的遺産が豊富に残されているほか、長良川や揖斐川等の河川が流れ、藤九郎ギンナンやハリヨ等の特徴的な動植物が生息するなど、自然・生態系にも恵まれています。観光に対するニーズが多様化し、特に、やすらぎやゆとりが得られる場への観光が求められるなかでは、このような地域資源を積極的に活用していくことが重要です。

また、花き類の生産が盛んな本市では、周辺都市とともに「西美濃花回廊構想」が位置づけられ、さぼてん村等の花き生産拠点や周辺の観光資源を含めた広域観光ネットワークの整備が図られています。観光振興を目指す上では、観光資源の発掘・整備はもちろん、広域的な連携や、観光資源同士を有機的に結びつける視点が重要であり、本市では、中山道や河川といった連続性のある地域資源を活かすことが求められます。また、地域の産業と密着した観光形態は、全国的に注目を浴びており、西美濃花回廊のPRとともに、産業観光の視点を取り入れた取り組みを一層展開していくことが求められます。

《基本方針》

まちの誇りでもある歴史と自然を前面に出した観光資源づくりを進めるとともに、広域的な連携による観光資源のネットワーク化やPRを進めていきます。

[施策の構成]

< 観光・交流産業の振興 >

- …観光資源の整備
- …観光ネットワークの形成
- …PRの展開

《 施策の展開 》

① 観光資源の整備

犀川遊水地、小簾紅園、牛牧閘門といった豊富な地域資源については、その特徴を前面に出す一方、やすらぎ、ゆとり、体験、健康づくりといった多様な観光・レクリエーションニーズへの対応の視点を組み込みながら、観光資源としての整備・開発を進めます。なお、観光資源の整備・開発にあたっては、その貴重な自然や歴史・文化が損なわれることがないように、適正な調査等に努めます。また、各観光資源については、統一したデザインの案内板を設置するなど、周辺環境整備に努めます。

② 観光ネットワークの形成

中山道の活用はもとより、五六川等での遊歩道の整備、コミュニティ道路の整備等を図りながら、観光資源をネットワークする「まち歩きルート」を設定・拡充し、充実した余暇時間の提供に努めます。

また、花き類等の西美濃地域における特産品を活用した広域観光ネットワークとして、西美濃花回廊の経営展開を支援するとともに、これらとの連携に留意しつつ、「観る・買う・体験する」といった産業観光を一層推進するための環境整備を検討します。

③ PRの展開

観光資源の発掘にあわせ、観光施設や文化財、祭り・イベント等を網羅した瑞穂市散策路（ガイドマップ）の充実に努めます。

また、商工会や県観光連盟等の関係団体との連携を図り、インターネット等の様々なメディアを活用した広域的な PR や、市民による観光ボランティアの設置を検討するなど、観光ソフト施策の展開に努めます。

第4節 観光・交流産業 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
観光資源 PR 事業	犀川遊水地公園の整備や小簾紅園等の資源の活用 地域資源の PR 活動の推進 観光ボランティアの育成	＜産業経済課＞ 都市開発課 生涯学習課
観光まち歩きルート整備事業	中山道、プロムナード等を活かしたまち歩きルートの設定 西美濃花回廊・花き施設の産業観光 等	＜産業経済課＞



第 6 章 市民が主体のまちづくり

市民が積極的に参画し、健全な都市運営を進めます

第 1 節 健全な行財政運営

第 2 節 協働のまちづくり

第 3 節 情報化の推進

第6章 市民が主体のまちづくり

第1節 健全な行財政運営

1-1 質の高い行政サービス

《現状と課題》

地方への権限移譲による事務量の増大や多様化に加え、少子・高齢化をはじめとした諸問題への対応等、地方行政は、非常に複雑で高度な政策形成能力が要求されています。しかし、一方で地方財政を取り巻く環境は厳しく、行政組織のスリム化が求められています。

こうしたなか、本市では、合併を契機として、行政組織の見直しを行い、各分野の専門性向上とともに、ワンストップサービスの実施等、縦割り型の組織にとらわれないサービス体制を整備し、市民からも一定の評価を得ています。今後においても、合併の効果を活かす視点から、組織のスリム化に取り組むとともに、政策課題等について柔軟に対応できる組織体制として構築を進める必要があります。また、職員一人ひとりに関しても、市政に活力をもたらし、市民とのより良いパートナーシップを構築できるよう、資質向上に向けた取り組みが求められます。

行政事務に関しては、庁内 LAN を構築し、電算化に取り組んでいるところですが、これらについては、一層の事務改善と市民サービスの向上に結びつけていくことが求められます。

《基本方針》

社会の潮流や市民の需要に応じた行財政改革を進めるため、行政組織のスリム化や政策立案能力及び企画調整機能の向上に努めるとともに、GIS の活用等、行政事務の近代化に取り組みます。

〔施策の構成〕

<質の高い行政サービス>

- …行政組織の充実
- …行政職員の育成
- …行政事務の近代化

《施策の展開》

①行政組織の充実

財政計画や事業計画にあった人員管理を徹底し、スリムな行政組織体制を構築します。

一方で、重要な施策課題においては、横断的なプロジェクトチームを組織化し、重点的な人材投入や企画調整機能の強化を図るなど、目的に合わせた適切な人員配置・組織・機構づくりに常に取り組みます。

また、複数の課にまたがる行政サービスを一元化したワンストップサービスの提供充実等、市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構づくりを継続していきます。

②行政職員の育成

行政に活力をもたらし、市民とのより良いパートナーシップを構築するためには、行政職員の活性化が必要であり、多様化する住民要望に対応できる専門的知識も求められています。

このため、各個人の能力を最大限に発揮し、勤務意欲の向上が図られるような人員配置はもちろんのこと、朝日大学大学院等の専門的研修への派遣や、近隣市町や他の団体との人事交流等、多様な職員研修を実施し、優れた人材の育成に努めます。

③行政事務の近代化

行政事務の効率化とともに、適切なサービスを即時に市民に提供できるよう、国や県等との総合行政ネットワークシステムの構築とあわせて、各種行政事務の電算化や、文書管理のデジタル化、GIS の活用等を進めます。

特に、GIS については、これまで各施策分野単体であった情報を共有できる統合型 GIS システムを全庁規模で構築し、防災、福祉、医療等の各分野での効果的、効率的な活用を図ります。

1-2 行財政の効率化

《現状と課題》

国の三位一体改革の影響等を背景として、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いています。

本市の財政状況をみると、歳入に関しては、地方交付税や国庫支出金等の依存財源が減少傾向にありますが、自主財源については緩やかな伸びがみられ、これが今後の本市財政を支えるものと期待されます。一方、歳出においては、下水道整備、施設統廃合等の主要施策の推進、少子・高齢化、障害者福祉、団塊世代対策等の多種多様にわたる財政需要が一層増加していくものと予想されます。

こうしたなか、今後の行財政運営にあたっては、自主財源の一層の確保を図るとともに、簡素で効率的なものとするために、民間や地域との役割分担を見直し、各種施策が複合的効果をもたらすよう総合的な改革を進めることが求められます。

《基本方針》

健全な行財政運営を維持していけるよう、中・長期的な財政計画に基づく財源の重点的・効率的配分を推進するとともに、財源の確保や、民間や地域との連携による行政事務の合理化及び経費削減に取り組めます。

〔施策の構成〕

＜行財政の効率化＞

- ・・・事務事業の合理化
- ・・・計画的な財政運用
- ・・・財源の確保

《施策の展開》

①事務事業の合理化

引き続き、周辺市町との広域行政を推進し、事務の共同化や事務事業の合理化に努めます。

また、行政組織と地域組織の役割分担を明確にし、地域に密着した公共施設の管理運営等、地域でできることは地域で自立的にを行うことを奨励、支援します。

さらに、民間でできることは民間でできるよう、みずほ公共サービス株式会社や瑞穂市施設管理公社等の公共サービスを受託する既存会社の積極的な活用を図るとともに、指定管理者制度等による民間活力の導入も検討しながら、事務処理の迅速化、効率化及び事務経費の削減に努めます。

②計画的な財政運用

限られた財源を有効に活用するため、中・長期的な財政計画を策定するとともに、総合計画に基づく実施計画の適正な運用に努めます。

また、健全な財政運用を目指すにあたり、費用対効果等の面から行政施策や事業の実現性を客観的、総合的に判断し、柔軟な見直しができるよう、外部監査機関の利用等も含めた政策評価・事業評価システムの導入について研究を進めます。

③財源の確保

国と地方の財源配分の見直しを強く要請し、地方交付税額の維持・拡充に努めるとともに、私たちと次世代との均等な負担になるように地方債を活用します。

また、主要な自主財源である市税の増収を図るため、企業誘致等の税源かん養に資する施策を積極的に進めるとともに、新たな財源の研究に努めます。さらに、税収及び税外収入の安定的確保を図るため、納付環境の整備や徴収体制の充実に努めます。

第1節 健全な行財政運営 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
行政改革・事務改善事業	行政改革大綱の策定 事務事業の見直し（民間委託の活用等） 特区、地域再生、PFI、公共施設の統廃合	<政策推進課> 総務課 財政課
政策評価システム構築事業	政策・事業評価のシステムづくり	<政策推進課>
行政情報化推進事業	総合行政ネットワークシステムの構築 統合型 GIS システムの構築 行政事務システムの情報化 例規等のデジタル化	<総務課> 秘書広報課 税務課 政策推進課



第2節 協働のまちづくり

2-1 市民参加のまちづくり

《現状と課題》

本市では、広報「みずほ」を毎月発行するとともに、ホームページを開設し、随時情報を更新しながら、広報活動に取り組んでいます。また、庁舎に設置の「まちづくり提案箱」や電子メール、市民アンケート等を通じて広聴活動を行い、市民の意見・要望の把握に努めているほか、行政計画の策定や執行にあたっての各種審議会や委員会等についても、市民参画に努めています。まちづくり・地域づくりを進めるうえでは、より多くの市民の理解と協力が不可欠であり、今後も、わかりやすく適正な形で情報公開を進めるとともに、様々な機会に住民参加が得られるよう、またその意向・要望が適正に市政へ反映できるよう、体制・仕組みを充実することが求められます。

また、本市では、自治会活動を支援し、コミュニティづくりに取り組んでいるほか、各種団体による自主的な活動の支援にも努めています。厳しい財政状況等を背景として、行政の力だけでのまちづくりは難しくなっており、個性的な地域づくりの必要性からも、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に基づいた、市民主体の取り組みを一層奨励し、支援することが求められます。

《基本方針》

市民に対しての情報公開を推進するとともに、広く市民からの意見を聞き、適切に反映させるためのシステムづくりに努めます。また、市民と行政の信頼関係に基づき、市民による主体的なまちづくりを奨励、支援していきます。

[施策の構成]

<市民参加のまちづくり>

- …情報公開の推進
- …市民参画機会の充実
- …市民主体のまちづくり

《施策の展開》

①情報公開の推進

できるだけ多くの人が行政情報に触れ、まちづくりへの理解と関心を持ってもらえるよう、広報紙、掲示板、ホームページ等、様々な媒体を活用し、わかりやすい形での情報の公開、提供を進めます。

一方で、個人のプライバシー情報の流出を防ぐため、「瑞穂市個人情報保護条例」に基づき、情報の適切な収集・利用・管理を図ります。

②市民参画機会の充実

電子メールによる意見の受付に加え、公共施設におけるまちづくり提案箱の設置拡充を図るなど、広く市民の意見を募る機会づくりに努めます。

また、自治会座談会等の市民と直接対話できる場づくりに努めるとともに、まちづくり計画の策定過程におけるパブリックコメント制度の実施、審議会や委員会への市民枠の充実等、市民の意向が適正に反映できるような仕組みづくりを進めます。

③市民主体のまちづくり

市民からまちづくりに対しての建設的な提案が行われるよう、まちづくり講座の実施をはじめ、生涯学習や学校教育等の様々な場を通じて、まちづくりの仕組みや方法等の情報提供に努めるとともに、より専門的な指導による地域のリーダーや組織の育成にも努めます。

また、このような取り組みとあわせて、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の普及を図り、身近なコミュニティ施設の管理運営や、地域の道路や公園等の環境維持、ごみの分別、緑化活動等、市民が主体となった活動の活性化を促します。

第2節 協働のまちづくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
情報公開・個人情報保護制度確立事業	適正な情報の公開と保護制度の確立	＜総務課＞
市民参加システム確立事業	市民参加の意識づくり、システム確立 地域リーダーの育成	＜政策推進課＞ 生涯学習課
地域活動活性化事業 （再掲）	コミュニティ活動支援 NPO活動との協賛	＜福祉生活課＞ 生涯学習課



第3節 情報化の推進

3-1 情報化の推進

《現状と課題》

情報通信技術は、人々の交流を活発にするとともに、生活や産業にも大きな役割を果たすものとして期待されています。このようなことから、岐阜県では、県全域を情報通信基盤で網羅する「岐阜情報スーパーハイウェイ構想」や、世界有数の先端技術産業集積地の形成を目指す「スイートバレー構想」が着実に進められています。

こうしたなか、本市においても、ADSL サービスエリアが市全域を網羅するなど、情報化が進んでおり、インターネットの接続数も増加しています。しかし一方で、情報通信技術は、日進月歩で発達しており、今後も、社会潮流や新たな技術開発に柔軟に対応していくことが求められるほか、こうした情報通信システムを有効に活用することも重要です。本市では、庁内LANを構築し、事務処理の効率化に取り組んでいるほか、ホームページ（携帯サイトを含む）を開設し、広く行政情報を提供する等、多様な活用に努めています。しかし、市民の行政に対するニーズは高度化、多様化しており、ホームページの充実はもとより、産業や防災をはじめとした様々な分野における情報通信システムの活用を進める必要があります。

また、地域の情報化が進むなかで、プライバシーやセキュリティに関する問題が危惧されており、誰もが安心して利用できる環境の構築も求められています。

《基本方針》

岐阜情報スーパーハイウェイの活用や民間事業者との連携により、社会の潮流に応じた情報通信ネットワークの形成を進めます。また、情報通信システムについては、安全性・信頼性を確保しつつ、各分野における有効活用を図り、市民の生活利便性の向上に努めます。

[施策の構成]

< 情報化の推進 >

- … 情報通信インフラの充実
- … 様々な分野でのシステムの活用・構築
- … IT教育とIT関連企業支援
- … 情報システムの安全性・信頼性の確保

《 施策の展開 》

① 情報通信インフラの充実

岐阜情報スーパーハイウェイの活用を図りながら、学校等の公共施設を中心とした地域単位での情報通信ネットワークの形成を進めます。

また、社会潮流や新たな技術開発に柔軟に対応し、情報通信ネットワークの一層の充実を図るため、CATV 企業等の民間事業者への支援を検討するなど、民間と公共の連携による効果的、効率的な基盤整備に努めます。

② 様々な分野でのシステムの活用・構築

市ホームページのさらなる充実やFM放送局のサテライトスタジオ設置により、身近な生活情報や行政情報、災害等の緊急情報の提供に努めるほか、届出・申請の手続きの電子化を図るなど、行政サービスの近代化を進めます。

また、このような行政情報システムとの連携も図りながら、産業振興、防災、地域医療、教育といった様々な領域における地域情報化を進めていきます。

③ IT教育とIT関連企業支援

本市は、県が推進する「スイートバレー構想」の中核拠点であるソフトピアジャパンの近隣に位置するほか、市内の朝日大学では多数のIT研究者を有しています。

このような利点を活かし、関係機関との連携も図りながら、ベンチャー企業、IT関連企業の誘致・支援を進めるほか、学校教育や生涯学習等の様々な人づくりの場における情報教育の展開や、指導者の育成に努めます。

④情報システムの安全性・信頼性の確保

情報化を推進する一方、データの保護に留意し、個人情報が出ししないよう、コンピュータ・セキュリティ対策の強化を図るとともに、的確な個人情報（プライバシー）保護対策に取り組めます。

第3節 情報化の推進 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
情報通信ネットワーク事業（再掲）	岐阜情報スーパーハイウェイの活用	<総務課> 秘書広報課 学校教育課 政策推進課
	コミュニティFM局での番組放送の充実	<秘書広報課>
防災資機材の確保(再掲)	防災行政無線の更新	<総務課>

